

発表要旨集録

第72回

九州教育学会

教育哲学・教育史部会

【1】 デューイの道德経験と芸術的経験の関連

ー教育における教師と子どもの相互行為に着目してー

定方 太希（早稲田大学大学院・院生）

【2】 19世紀後半マンチェスターにおけるディストリクト・ヴィジティングに関する研究

ーミッション・ウーマンとレディの境界線ー

井口 由貴（九州大学大学院・院生）

【3】 青年師範学校の新制大学への包括過程に関する基礎的研究

小田 義隆（近畿大学）

比較教育部会

【1】日本の学校空間・社会における食マイノリティとしてのムスリム
—東広島市の事例—

日下部 達哉（広島大学）

【2】学校給食における宗教的な「食マイノリティ」への対応
—大分県別府市のムスリム児童の事例—

針塚 瑞樹（別府大学）

教育方法部会

【1】授業における教師の思考やふるまいと「観」の内実に関する一考察

—小学校教師を対象とした授業観察とインタビュー調査より—

藤 朱里（鹿児島大学大学院・院生）

【2】学習方略における「方略」の性質についての一検討

—戦略論から焦点を当てて—

下地 貴樹（九州大学・学術協力研究員）

ポスターセッション

【1】 中学校英語における生徒の動機づけを高めるための授業実践

ーARCS モデルに基づいた中学校英語科の授業デザインー

川尻 ゆい（長崎大学大学院・院生）

教育法制・社会教育部会

- 【1】妊娠・出産等を理由とした降格に関する裁判の言説研究
—広島中央保健生協事件を対象に—

東野 充成（九州工業大学）

- 【2】韓国における全国教職員労働組合の法的地位に関する考察
—朴槿恵政権による法外労組の処分（2013年）をめぐって—

鄭 修娟（九州女子短期大学）

- 【3】韓国済州特別自治道における住民の主体形成に関する研究

金子 満（鹿児島大学）

高等教育部会

- 【1】 米国大学入学者選抜における大規模標準化テスト SAT/ACT からの離脱決定の論理構造
ーカリフォルニア大学における標準テスト・タスクフォース (STTF) 報告書の分析ー
木村 拓也 (九州大学)

- 【2】 通学課程における同期分散型授業の教育方法とドロップアウトに関する課題の検討
山田 雅之 (九州工業大学)

特別支援教育部会

【1】特別支援教育における授業分析の方法に関する研究の動向と課題

立石 カ斗（福岡市立生の松原特別支援学校、九州大学大学院・院生）

【2】「一時保護」という制度の機能について

船原 将太（九州大学大学院・院生）

【3】「発達障害のある児童生徒」支援に向けた保護者と教員の関りに関する研究

—支援をめぐる保護者と教員の語りから—

伊藤 慎吾（鹿児島大学大学院・院生）

【4】教員の教職アイデンティティ形成過程における困難についての考察

—若手教員のナラティブに着目して—

溝上 敦子（久留米医師会看護専門学校）

ラウンドテーブル1

学校と社会をつなぐ実践とリスクマネジメント

—コロナの時代に—

企画者

吉本 圭一 (滋慶医療科学大学院大学)

話題提案者等

吉本 圭一 (滋慶医療科学大学院大学)

白石 義郎 (久留米大学)

江藤 智佐子 (久留米大学)

伊藤 友子 (熊本学園大学)

企画内容

これまで「九州教育社会学会」ラウンドテーブルは、一定のテーマを数回にわたり議論を深めてきたが、今回、現下のコロナ禍のもとでの学校・大学等の教育実践のための「教育社会学」発の議論を探究したい。「学校と社会をつなぐ」という教育社会学固有の枠組みの探究を射程に入れ、各話題提供者が学校・大学等の現場の課題として「教職課程および教職協働のリスクマネジメント」、中等教育諸学校の「部活動におけるリスクマネジメント」などの事例を取り上げ、参加者とともに議論を深めたい。

ラウンドテーブル2

身体から教育を問うⅡ

—特別支援教育、道徳教育、児童相談所、釜ヶ崎—

企画者

茂見 剛 (九州大学大学院・院生)
塚野 慧星 (九州大学大学院・院生)

話題提案者等

茂見 剛 (九州大学大学院・院生)
藤田 雄飛 (九州大学)
木下 寛子 (九州大学)
宮本 聡 (九州大学)
船原 将太 (九州大学大学院・院生)
塚野 慧星 (九州大学大学院・院生)
中山 博晶 (九州大学大学院・院生)

企画内容

これまでの教育学および教育実践は近代的な主体概念を前提とすることによって、理性・知性を「人間」概念と一致させることを自明のこととしてきた。そこからこぼれ落ちてきた身体性は常にマージナルな領域におかれてきたと言えるが、本研究ではそうしたマージナルな地点から教育そのものを問い直すことを目的としている。今回は特に、個々人が特殊に有する儀礼的な振る舞いを「自己儀礼」として定義し、それを通して世界を秩序づけ、意味を生成させる場面を分析していくこととする。

デューイの道徳的経験と芸術的経験の関連

—教育における教師と子どもの相互行為に着目して—

定方 太希 (早稲田大学大学院・院生)

本発表の内容

本発表の目的は、デューイ教育論の「アート art」の側面に注目することを通して、教育において「アート」の側面が、教師と子どもの相互行為に、どのような影響を与えるのかを明らかにすることである。

デューイにとって、「アート」としての経験とは、「美的質 esthetic quality」を生成する経験である。この「美的質」は、私たちの連綿と続く経験を「1つの経験 an experience」にまとめ上げる。デューイは、「1つの経験」について、次のような例を用いて説明している。「1つの仕事が満足のいく形で完了される。1つの問題がその解決を迎える。1つのゲームがエンディングまでプレイされる。1つの状況が、[略] その結末が完成 consummation であって中断ではないように締めくくられる。このような経験は1つの全体 a whole であり、それ自体の個性的質や自己充足性をそれにもたらす。それは1つの経験である」[Dewey 1934: 42]。このように、「1つの経験」とは、その過程が「完成」という意味での終局によって、「自己充足性」を持つ形でまとめ上げられた「1つの全体」である。そのため、「1つの経験は、あの食事、あの嵐、あの友情の決裂といったように、それにその呼び名を与える統一性を持つ」[Dewey 1934: 44]。このように、デューイにとって、「アート」としての経験とは、「1つの全体」として統一された「1つの経験」を生成する経験である⁽¹⁾。

もっとも、デューイにとって、このような「アート」としての経験は、美術館に展示されている創作物の鑑賞や、それを創作した偉大なアーティストらの制作活動にのみ限定されるものではない。実際、デューイは、「アート」をいわゆる美術領域に閉じ込め、日常生活から分断してしまうことを批判する。このように、「アート」をその他の生活と分離することなく、それらの生活に対する「アート」の影響を論じる点にデューイの「アート」論の特色がある。そして、このようなデューイの「アート」論の特色に着目し、それを、他の生活領域と関連づけて論じる研究が、2000年代に入ってアメリカで盛んになってきている⁽²⁾。

「アート」と教育の関係に関して、早川は、「デューイの美的経験論は教育におけるいくつかの課題を考える場合に何らかの示唆を与えてくれる」と述べる。そして、「成長を目的とする『教育的』経験にも美的質は当然みられるのではなかろうか。もしそうであるとすれば、教育的経験も『ひとつの経験』や美的経験の観点から再考察されるべきである」と指摘している[早川 1994: 200-201]。本発表では、早川の提示する課題を共有した上で論を進める。そして、教育を「アート」や「美的質」の側面から、「アーティストとしての教師 teacher as artist」[Dewey 1933: 348]と、鑑賞者としての子どもの相互行為として捉える。このことを通して、教師による教授の画一化や機械化を防ぎ、子どもの「教科 subject」の学習やそのために教師から与えられる「教材 subject matter」を、子どもに「美的質」を持つものとして実感させるのは、「想像力 imagination」や「鑑賞 appreciation」といった教育の「アート」の側面であること。そして、このような側面があればこそ、デューイにとって道徳的経験の鍵概念ともなっている「習慣 habit」の育成は、子どもと「教科」の二元論を越えて十全に達成され得る、ということを示す。

注

(1)なお、ここで言うところの、「美的質」やそれを持った「1つの経験」の生成は、アーティストの制作活動のみに限定されるものではなく、鑑賞者の活動にも当てはまるものが含意されている。実際、デューイは、アーティストと鑑賞者を二元論的に捉えることを批判する。そして、鑑賞者は「アート」の創作物と相互作用する中で、それを再解釈し再創作する点で鑑賞者にもアーティストの側面があること、そして、

アーティストは、制作途上の自身の創作物を鑑賞しながら想像的に創作物を制作する点で、アーティストにも鑑賞者の側面があることを指摘している。

(2)例えば、Papapasは、「道徳的生活の美的側面はその質的側面や、その中で実行される固有に意味のある関与形態に関連がある。道徳的再構成は美的なやり方で着手される」と述べ、「道徳」には美的な面があることに言及する[Papas 2008: 166]。そして、「道徳の目的は、[略]道徳的に問題のある状況の完結的解決 consummatory resolution である」と指摘している[Papas 2008: 303]。このように、Papapasによれば、デューイの「道徳の目的」は、現在の「道徳的に問題のある状況」を「完結的解決」へと導き、「1つの経験」を生成することにある。

〈参考文献〉

- 早川操 1994 『デューイの探究教育哲学——相互成長をめざす人間形成論再考——』名古屋大学出版会
- John Dewey 1908 “The Bearings of Pragmatism Upon Education,” in MW4
- John Dewey 1913 “Professional Sprit Among Teachers,” in MW7
- John Dewey 1916 *Democracy and Education: An Introduction to the Philosophy of Education*, in MW9
- John Dewey 1922 *Human Nature and Conduct: An Introduction to Social Psychology*, in MW14
- John Dewey 1924 “The Classroom Teacher,” in MW15
- John Dewey 1933 *How We Think: A Restatement of the Relation of Reflective Thinking to the Educative Process*, in LW8
- John Dewey 1934 *Art as Experience*, in LW10
- Gregory Fernando Pappas 2008 *John Dewey’s Ethics: Democracy as Experience*, Indiana University Press
- Scott R. Stroud 2011 *John Dewey and the Artful Life: Pragmatism, Aesthetics, and Morality*, The Pennsylvania State University Press
- Steven Fesmire 2017 “Educational Value : Schools as Cultures of Imagination, Growth, and Fulfillment,” in *John Dewey’s Democracy and Education: A Centennial Handbook*, edited by Leonard J. Waks and Andrea R. English, Cambridge University Press, pp.167-176

19 世紀後半マンチェスターにおけるディストリクト・ヴィジティングに関する研究 —ミッション・ウーマンとレディの境界線—

井口 由貴 (九州大学大学院)

1. 課題設定

本研究は 19 世紀後半マンチェスターで展開された慈善団体による衛生改善事業において女性従事者に期待された役割と、彼女たちが主導した貧困家庭への訪問活動、ディストリクト・ヴィジティングの中でボランティア女性と有給職女性の間に引かれた境界線を解明し、活動の中でその境界線が利用されていく様相を明らかにするものである。

19 世紀イギリスでは、チャドウィックによる衛生調査を皮切りに国内の劣悪な衛生状態に対する課題意識が高まり、1848 年の公衆衛生法施行によって政府による衛生改革が開始された。しかし、当時のイギリスで習慣的であった「自由放任」という発想や「地方の自由」に基づく批判を受け、中央政権による衛生改革は円滑に進行しなかったと言われている[岡田 2005:201-224]。

一方、政府関係者にも衛生改革に熱心に取り組む政治家、貴族有力者、医師が存在していた。松浦(1993)によると、彼ら中流階級男性は労働者の衛生状態を調査する中で、労働者階級の衛生に対する無知・無関心、劣悪な生活習慣を課題と認識し、彼らへの衛生知識の普及および生活習慣改善のための働きかけを始めたが、その活動を本格化させ全国へ普及させたのは、衛生改革推進者の妻らがボランティアで運営する婦人衛生協会(Ladies' Sanitary Association、以下 LSA 。1857 設立。)であった[松浦 1993:21-25]。松浦(1993)によると、ボランティア団体として機能していた LSA は、貧困層への訪問のため、ミッション・ウーマンと呼ばれる有給職の労働者階級女性を雇用していた [松浦 1993:25-27]。

このような慈善団体による貧困層への救済活動、中でも訪問活動は古くからキリスト教信者の慣習として教会監督下で行われ、訪問者は家々を訪れ、貧しい人々や病人に対し、物質的支援や神の教えを説く活動を行っていた。プロカシュカによれば、このような団体の運営者はそのほとんどが男性であったが、訪問活動はボランティア女性に頼るものであったという。その根拠についてプロカシュカは、女性訪問者の方が訪問先の妻や母親に対し、家庭管理の知識を教え、女性たちの不安や問題に寄り添う活動が出来ていたことを挙げている[Prochaska 1980:97-110]。また松浦(2008)は、女性慈善団体による訪問活動、つまりディストリクト・ヴィジティングに携わったボランティア女性の博愛精神を論じる中で、貧困者の家庭を訪問するという事業、すなわち私的空間での活動は、女性の家庭外活動を抑制するという当時の社会規範の中で女性に許容される活動とみなされたこと、多くの中流階級女性にとって慈善活動に携わることは公的社会への繋がりを得る場や自己実現の機会であったことを指摘している[松浦 2008:41-45]。

しかしこうしたプロカシュカや松浦の研究は、その主眼をボランティア女性、すなわち中流階級女性に当て、彼女らの博愛的活動やその精神を論じるにとどまっており、実際の訪問を担ったとされる有給職女性、ミッション・ウーマンの活動には言及していない。そこで本研究では、19 世紀半ば以降に女性慈善団体が主導したディストリクト・ヴィジティングの中でボランティア女性がミッション・ウーマンに指示した業務や役割、監督者としての訪問報告に着目する。

なお松浦(2008)は、19 世紀半ば以降の女性慈善団体による訪問活動はそれまで一般的であった困窮者救済のためのケア提供から、彼らへの啓蒙教化によって生活習慣の改善を目指すものへと変化したと指摘している[松浦 2008:41]。本研究において、このような衛生の啓蒙教化の色合いが強まる時期に慈善団体に従事した有給職の労働者階級女性、ミッション・ウーマンの働きに着目することは、19 世紀後半マンチェスターにおいて、中流階級者主導のボランティア団体が目指した衛生改善事業がディストリク

ト・ヴィジティングに従事する彼女たちを通じて、貧困家庭に伝わる構造を解明することに繋がり、その点に本研究の意義があるものと考えている。

本研究では、LSA の地方支部が置かれたマンチェスター市を対象とし、1853 年以降、地域の衛生改善事業に取り組んだマンチェスター・ソルフォード衛生協会 (Manchester and Salford Sanitary Association, 以下 MSSA) 及び、1878 年に MSSA に設置された女性支部(Ladies' Branch, 前身は LSA マンチェスター支部)の活動をみる。ここで、本研究で対象とする女性慈善団体が MSSA、すなわちボランティア男性の支部組織であったことを踏まえ、本研究はまず、女性支部設置以前の MSSA の活動や関心の推移と、女性支部の設置後に実施された活動を明らかにし、ボランティア男性が女性たちに求めた役割を解明することから始めたい。

2. 史料と研究の方法

本研究においては、MSSA の年次報告書(Annual Report of the Committee of the Manchester and Salford Sanitary Association)のうち、1853 年度から 1890 年度分を用いる。なお 1879 年度以降の MSSA 報告書に女性支部の年次報告も併載されている。

史料となる MSSA の年次報告書からは、彼らの活動や団体として認識していた衛生課題、さらに女性支部とのやりとりを分析し、ボランティア男性が女性従事者に求めた役割を明らかにする。そして、女性支部の年次報告書については、協会規則やボランティア女性が記したミッション・ウーマンの訪問記録を分析することで、レディとミッション・ウーマンの間に引かれた境界線を解明し、ディストリクト・ヴィジティングにおける両者の境界線がマンチェスター市の衛生改善事業の中で利用されていく様相を描く。

MSSA は設立当初より目的としていた市内の住民に対する衛生知識の普及を、衛生講義とトラクトの配布によって行っていた。しかし、1860 年代に入ると MSSA は市内の死亡率、中でも乳幼児死亡率の高さを課題として認識するようになる。だが、MSSA はその原因として考えられていた両親への育児指導を具体的活動として取り入れることができていなかった。そのような中で 1878 年、女性支部が設置されると、MSSA は女性支部との「協同」によって託児所の開設など、以前より課題としていた乳幼児死亡防止のための取り組みを報告するようになる。一方女性支部報告書には、ディストリクト・ヴィジティングの訪問を担ったミッション・ウーマンが、貧困女性を「直接」訪問し、物資支援や衛生教育を行う様子が報告され、彼女らを監督・指導し、報告書を執筆する立場にあったレディによって、ミッション・ウーマンが貧困者を献身的に訪問する姿が描かれていく。

(参考文献)

F.K.Prochaska ,Women and Philanthropy in Nineteenth-Century England, Oxford, 1980.

岡田章宏、『近代イギリス地方自治制度の形成』、桜井書店、2005 年。

松浦京子、「19 世紀後半のイギリスにおける訪問衛生教育—衛生思想に見る『家庭管理のあるべき姿』—」、『西洋史学』、日本西洋史学会、第 170 巻、1993 年、18-35 頁。

松浦京子、「19 世紀イギリスにおけるディストリクト・ヴィジティング—女性文化としてのホスピタリティ、覚え書き—」、『女性歴史文化研究所紀要』、京都橘女子大学女性歴史文化研究所、第 16 号、2008 年、37-49 頁。

青年師範学校の新制大学への包括過程に関する基礎的研究

小田 義隆 (近畿大学)

1. 問題の所在

9年制の義務教育制度が戦後教育改革により発足し大量の教師需要が生じた。これらの需要に応えるべく「大学における教員養成」と「免許状授与の開放制」の戦後教員養成の二大原則が確立し、免許主義が徹底された質の高い教師の養成が期待された。戦前の帝国大学・大学・高等学校・専門学校を中心として、教員養成の高等教育機関としては、専門学校程度の学校であった師範学校、高等師範学校、青年師範学校を新制大学に包括しつつ戦後の「大学における教員養成」が模索された。高等師範学校以外は、師範学校が1943年から、青年師範学校は1944年から専門学校程度に昇格したばかりで戦後教育改革においては中等教育機関イメージが強かったが、既に高等教育機関での教員養成を行っているアメリカの事情からCIEの強い意向による他律的決定で強引に大学への包括を実施した経緯もあり、青年師範学校は高等教育機関としての実体の伴わない制度であったという評価がなされ先行研究も多くない状況である。

本研究は、戦時体制のもと混乱状態で教育の実態をなさなかったと評される青年師範学校が新制大学に包括される過程を通じて、戦後教員養成改革における「大学における教員養成」の実態を具体化に明らかにするものである。研究対象としては、全国の青年師範学校が国立大学の教育大学・学部包括されていたのに対して、唯一、公立大学である浪速大学に包括された大阪青年師範学校を対象とし、例外的事例から青年師範学校の制度的意義を明らかにしたい。

2. 専門学校としての青年師範学校

1944(昭和19)年2月に、師範学校令改正により、青年学校教員養成所は青年師範学校に改組された。師範学校と同様に、道府県立から官立に移管され、修業年限3年の専門学校程度に昇格したのである。昇格した当時は、太平洋戦争の真っ只中で軍国主義的教育がなされていたが、青年師範学校における教育の実際は、その他の専門学校程度の学校と同様な関わり方をしていった。

そこでは青年学校に在学する勤労青年に農業を中心とした職業教育を行う学校であり、国防軍事教育の拠点としての性質を回避する努力を行っていたのであった。兵士となって敵を殺す任務より、学校の性質上、食糧増産や農地改良の方面で特色を発揮したといえる。

実験実習の作業が多く、ことに男子部では撫養の本校農場の他に、遠く離れた田宮農場や紗那河内村において製炭場を運営している関係上、半日作業、終日作業を免れなかった。農繁期になるとこの作業は倍加されたが、一方農繁期には農家出身生徒に一週間農繁帰家作業を課し、非農家出身生徒にはその間学校農場に実習せしめたごとき、専門学校として特異な経営も、戦時下農家労力不足の農繁手伝いと、農業実習の実学を兼ねた一石二鳥の方法であったが(昭和19年秋より毎年春秋二期実施)、それでも学校経営としては所定の学科時間数を欠ぐることなきよう、補欠授業、夏冬の休業日程短縮、一人一研究の実施による研究意欲の高揚などで埋めることに、極力努力したのであった。

上記は、徳島青年師範学校の教育の実際であるが、一人一研究の制度を導入して、専門学校としての専門性を高める努力を行っている姿が示されている。しかし、1945(昭和20)年以降は、他の専門学校と同様に、軍事招集を受ける者も出始め、学徒通年勤労働員の下命をうけ、県下各地の青少年農兵隊に

編入されるもの、学業を捨て農耕や工場作業に従事するものが多数を占め、学業は事実上放棄せざるを得なくなり、終戦を迎えることとなった。

3. 大阪青年師範学校の大学昇格と浪速大学への包括

1946（昭和21）年3月に第一次アメリカ教育使節団が来日し、教員養成は専門学校程度か大学程度に引き上げて行くべきであると戦後日本の教育の方向性を示すと、大阪青年師範学校は大学へ単独昇格に向けての昇格運動が盛んに行われた。戦前に高等教育機関であった学校も国立大学として存続を計画する。1947（昭和22）年に、CIEと文部省の構想が明らかになり、新制国立大学は旧七帝大と金沢・中国・四国に設置することとし、その他は「地方委譲」する構想であった。しかし、その後の紆余曲折の末、各都道府県に国立大学を数校設置することとなり、その国立大学への包括の仕方は、文部省が実施計画を立案し国立学校設置法に基づいて設置されることとなった。

大阪府下では、大阪大学に大阪大学、大阪大学附属医学専門部、大阪大学附属薬学専門部、大阪高校、大阪府立浪速高校高等科を包括して成立し、大阪市立大学は大阪商科大学、大阪商科大学予科、大阪商科大学高等商業部、大阪市立豊島工業専門学校、大阪市立女子専門学校を包括し、大阪女子大学は大阪府女子専門学校を、大阪外国語大学は大阪外事専門学校を包括して成立した。

教員養成を主とする大阪学芸大学は、大阪第一師範学校、大阪第二師範学校を包括し成立し、大阪府立大学は教員養成を主とする大阪青年師範学校を含む、大阪工業専門学校、大阪府立化学工業専門学校、大阪府立機械工業専門学校、大阪府立淀川工業専門学校、大阪府立大阪農業専門学校、大阪府立大阪獣畜専門学校を包括して成立した。

旧制高等教育機関の再編に際して、大阪府の大学への再編のように教員養成を主とする官立師範学校と官立青年師範学校が同じ組織の大学に包括されなかった事例は、全国の師範学校・青年師範学校の再編をみるに唯一の事例となっている。

本研究は、青年師範学校制度を戦前の青年大衆に対する国民教育を担当する教員養成の到達点と位置づけ、戦後教育改革における青年師範学校の新制大学への包括過程のうち、唯一公立大学に包括された大阪の事例を中心に分析し、例外的事象から青年師範学校の制度的意義を明らかにするものである。

〈参考文献〉

海後宗臣『教員養成』東京大学出版会、1971年。

国立教育研究所編『日本近代教育百年史』学校教育・教育政策・社会教育、1974年。

中内敏夫『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』明治図書出版、1974年。

作道好男『大阪府立大学農学部』教育文化出版、1983年。

日本の学校空間・社会における食マイノリティとしてのムスリム —東広島市の事例—

日下部 達哉（広島大学）

はじめに

本研究は、学校空間の多文化化が進行する日本における諸問題の中でも、学校給食に焦点を当て、食マイノリティとしてのムスリムの境遇、対応のあり方について、広島県東広島市を事例として検討する。

日本における学校給食は、「明治二十二年十月、山形県鶴岡市の私立忠愛小学校で、仏教慈善団体が貧困児童に対する就学奨励のために実施したのが初めてであるとされているが、国が学校給食に初めて関与したのは、昭和7年、経済不況による就学困難児童救済のため」とされ（文科省2009）、戦後すぐの昭和21年、「学校給食実施の普及奨励について」の通牒が、文部、厚生、農林の三省次官名で発せられ、極度の食糧不足に対処し発育の助長と健康保持を目ざして全校児童を対象とすることが定められ、さらに23年、「給食を教育的に取り扱う風潮が盛んになってきた」という（前掲）。つまり戦前から戦後すぐまでは補食給食であったものに、昭和23年に「教育」としての捉え方が入ってきたとみられる。

ここでの給食における「教育」の要素は、様々な文献、情報から総合すれば、準備や片付けなどの実践を通じて、食に関する規律と実践力を身に着けるといふことと、不足しがちな栄養素を補い、望ましい食習慣を身に着けるといふ食育的側面の二つの要素と考えられる。この考え方は、平成17年に制定された「食育基本法」においても通底しているが、学校空間の多様化、多文化化が進行する現在、異文化間トランスの問題が前提に入っているとは言い難く、学業の面はむろんであるが、給食を含む食の面でも考察されていかなければならない現状がある。

学校における食を考えるうえで避けられない問題となっているのが、アレルギーを抱える、また宗教的理由により、食べられないものを抱える児童の存在である。本研究では、彼らを「食マイノリティ」と定義するが、彼らが学校における食の恩恵を享受し、楽しく学校生活を送る状況にあるのだろうか。本研究では、東広島市のムスリム児童の事例から、食マイノリティの現状を検討する。

1.東広島市における多文化への対応

東広島市は、昭和63年から平成6年にかけて、広島大学が広島市から移転後、また、世界的な半導体産業をはじめとし、自動車部品、農業機器等の工業団地を備え、そこで働く外国人の数も増加、年々住民の多国籍化が進展してきた。結果として外国籍児童生徒も多く在籍するようになり、2016年のデータで、小学生11,380人中173人、中学生4,635人中52名が在籍していた（東広島市2016）。

彼らに対して東広島市による支援策は、医療・福祉はむろんのこと、転入前の支援、生活開始時の支援、多言語相談、日本語学習、就労支援など、多岐にわたっているが、一つの特徴は、半導体企業や工業団地の社員など、単純作業の労働者が主体ではなく、一定の学歴や職能が必要とされる就業者であるとともに、広島大学の大学院レベルの留学生などが主体であるため、生活の基盤が比較的しっかりしたものであるとともに、発言力も備えている。そうした前提条件で、いかなる食マイノリティ性があるのだろうか。

2.東広島市教育委員会の宗教的食マイノリティへの対応

発表者は、市の学校給食の多様性対応についての質問を市の学事課に行い、以下の結果を得た。

アレルギー問題については、平成22年に、文科省からの通達に基づき、対応マニュアルを作成し、除去食の提供を中心とした対応の流れがつけられたが、宗教については、特別な対応をしているわけではない。具体的には、給食を止めて弁当持参、あるいはラードを用いたパン、牛乳など給食センターの調理がない分については部分的に止め、その分だけ差し引いた額を徴収している。また、違う食べ物を食べていることに対して、いじめや差別につながらないように、児童への異文化理解教育を行うように

しているという。基本的には、標準の給食から「引き算」の対応を行い、食べる分のみ給食費を徴収するという形で対応している。おそらく、他の地方自治体とも変わらない対応ではないだろうか。

3.保護者へのインタビュー結果

こうした市の対応と、保護者らの思いには、いかなる呼応関係があるのだろうか。本研究では広島大学国際協力研究科の留学生5名それぞれに対し、30分程度の非構造化インタビューを実施した。上記5名は、家族で来日しており、子どもが東広島市の小学校および中学校に通学している。国籍は、アフガニスタン(1名)、インドネシア(2名)、ネパール(2名)であり、宗教はイスラーム(3名)、ヒンドゥー教(1名)、アニミズム(1名)であった。アニミズム1名は食事制限がなく、以下結果に含めていない。

インタビューより、宗教的理由から学校給食の場において「食マイノリティ」となる子どもたちの昼食事情は、「完全弁当持参型(3名)」、「完全学校給食・除去型(1名)」、「完全学校給食型(0名)」の3つに分けられることが明らかとなった。「完全弁当持参型」の子どもは、毎日弁当を持参し、牛乳や米も含め給食は一切食べない。「完全学校給食・除去型」は、食べられない食材を料理から除去することで、宗教的な食事制限を解決しており、宗教行為に対して寛容である。そして「完全学校給食型」は、宗教上の食事制限は留意しない人たちを指す。今回のインタビューにおいて、「完全学校給食型」はいなかったが、ムスリムである親Dは「気にしない家族もいる」と述べていた。

給食を食べずに弁当を持参する行為は、大多数の生徒と異なる行為である。そのため、子どもにとって最初は理解し難いことであるが、親が宗教的な理由で食べられないことを説明することによって子どもは理解し、現在は問題ない、と「完全弁当持参型」の被調査者は答えた。また、弁当持参による周囲の嫌がらせなどはなく、親Aは自国の料理が入った弁当を「おいしそう」と言われたことがあると語った。親の弁当準備に関し、大変だと感じる世帯もあったが、ムスリムもヒンドゥー教徒も食べられる宗教食を学校側が用意してほしいという要望はなく、全被調査者が現状のやり方に満足もしていた。

今回の被調査者の子どもの多くが、外国人の子どもたちが集中するR小学校に通っており、多文化への理解がある学校であることがインタビューより明らかとなった。ラマダンの理解もあり、サラート(祈り)が出来る場所も用意されている。5名のインフォーマントから浮き彫りになるのは、ムスリムをはじめとする外国人における食に対する考え方には多様性があることである。同じムスリムでも、ある家庭では、子どもに学校給食をそのまま摂らせることを選択し、別の家庭では、コンタミネーションを避けるため、毎日弁当を持たせているケースもあった。また、「同じ料理でも、食べられない肉を除去すれば問題ない」と考えている親もいた。また保護者らは教育の質、とりわけ授業の質を何より重視しており、食の問題は現状のままでよい、という認識があることは、若干肩透かしでもあった。

まとめ

以上をまとめると、行政-保護者-学校という関係性の中では、おそらく他の国内の自治体同様、学校現場に任せられた結果、合理的にでてきたものであると考えられる。また、市の学事課へのインタビューでは、違うものを食べていることが差別につながるような異文化理解の教育に力を入れているという話もあった。それが奏功しているためか、問題的な現状にはなっていなかった。一方で、食マイノリティの当事者である保護者らからは、自分の国の料理を披露するような機会が欲しい、また、給食でも母国の料理を取り入れるときがあってもいいのでは、という要望があった。そうした国際交流の要素を取り入れた対話によって、より食を通じた「共生の作法」を学びあう余地があると考えられる。

(参考文献)

文部科学省(2009)「戦後の学校給食の目的と発展」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317788.htm (2020.10.23Accessed) .

東広島市(2016) <https://www.city.higashiroshima.lg.jp/material/files/group/2/4281108siryoku.pdf> (2020.10.23Accessed) .

学校給食における宗教的な「食マイノリティ」への対応

—大分県別府市のムスリム児童の事例—

針塚 瑞樹 (別府大学)

1. はじめに

文部科学省が2019年5~6月にかけて行った調査によると、日本における外国人の子供が1人以上いる地方公共団体の割合は68.9%である。また、外国人の小学生数は87,033人、中学生数は36,797人、合計で123,830人であり、外国人児童生徒数は近年増加傾向が続いている(文部科学省2020a)。こうした状況を受けて、令和2年3月に文部科学省は、「外国人児童生徒等の教育の充実について」と題する報告書をまとめた(文部科学省2020b)。報告書は外国人の子どもたち、外国にルーツをもつ日本人の子どもたち(以下、外国につながる子どもたち)が、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるような教育の必要性を確認している。具体的な教育施策として、日本語教育やキャリア教育、相談支援が提供されることに加えて、母語や、母文化の学びに対する支援への取組みの必要性にまで言及がなされている。

榎井(2019:107-108)によると日本における外国につながる子どもたちの多くは、これまで日本の教育政策に組み込まれた「排除」や「同化」のメカニズムにより、社会的にいないものとして不可視化されてきた。前述の報告書が述べているが、外国につながる子どもたちとそうでない子どもたちが共に学習することは、お互いにとって多様な価値観や文化的背景と接触し、違いを認め合う多文化共生の考え方を学ぶ機会となりうる。しかし、現状ではそれが実現しているとはいえない場合も多く、外国につながる子どもたちが「排除」や「同化」を経験する場面があることが先行研究によって明らかにされている(宮島2014、子島・服部2019、山田2018)。そこで本稿では、大分県別府市の小学校の事例から、宗教上の理由で食の禁忌のあるムスリムの子どもたちに対する学校給食の対応の現状を明らかにすることを通して、多文化共生の理念に沿った学校給食の実現に向けた課題について考察を行う。なお本報告では、食物アレルギーおよび宗教上の理由から特定の食物を摂取できず、食生活上の制約をもつ子どもたちを「食マイノリティ」と包括的に定義する(山ノ内2019)。

2. 多文化共生教育における学校給食の課題—ムスリム児童の場合—

学校教育のなかで、多文化共生の理念に基づく教育は実践されているのであろうか。本稿では、特に食の禁忌があるムスリムの子どもたちに対する学校給食対応について焦点を当て、この問題を考察することとする。2018年6月末現在の日本におけるムスリム人口全体の規模は、外国人ムスリムが15万7千、日本人ムスリムが4万3千となり、日本に住んでいるムスリムの推計人口総数は、約20万である(店田2019、p.260)。

2007-08年に関東大都市圏に位置するモスクや、ハラール・ショップなどで行われた滞日ムスリムを対象とした子どもの教育に関するアンケート調査(店田・岡井2010)によると、日本の学校教育への満足度は、「満足18.8%、やや満足31.2%、やや不満12.5%、不満16.7%」である。学校教育における悩みや不安では、いずれもイスラームに関わるものがあがっており、「給食」59.5%、「イスラームにそぐわない授業内容」41.8%、「学校のイスラームへの理解度」35.4%が、上位3つであった(店田・岡井2010:ii)。学校給食に関しては6割近くの保護者が教育上の悩みとして挙げている。

学校給食法では、給食は教育活動の一つとして定められているが、上述の調査は宗教的な禁忌により学校で提供される給食を食べることができないムスリムの子どもが、給食に関して悩みや不安を抱えている可能性を示している。まずは、ムスリムの子どもの学校給食の経験について、学校側と子どもの保

護者がどのような問題を認識しているのかについて明らかにすることが、多文化共生の観点から必要であると考えた。

3. 学校給食における食マイノリティ児童への対応—別府市におけるムスリム児童の場合—

上記のような問題意識に基づいて、ムスリム児童の学校給食の経験について明らかにするべく、2020年2月-10月、大分県別府市でムスリムの児童に対する学校の給食対応と、保護者による給食対応に関するインタビュー調査を行った。大分県別府市は、九州の北東部、瀬戸内海に面した大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、人口は115,248人（令和2年9月）で県内では大分市につき2番目となる都市である。また、市内には約3,000人の留学生が滞在し、外国につながる児童生徒数は県内でも突出して多い。インタビュー調査はムスリム児童の多く通う別府市内の2つの小学校の教職員と、3名のムスリム児童の保護者、外国につながる子どもと保護者を支援するボランティア2名を対象に行った。調査は現在も継続しており、今回はその中間報告である。学校はムスリムの児童に対して代替食や除去食を提供することはなく、原則弁当持参という対応をとっている。その理由は、保護者からの要望がないことや、宗教を理由とした給食対応はしないという市の基準があることなどで、学校により異なっていたが、現状の対応を十分と考えているわけではない。ムスリム児童の保護者は、給食を子どもに食べさせられないなかで弁当を持参させることを仕方のないことと考えているが、子どもが弁当を残すことや給食を食べたがることから、学校による食べられる給食の提供という希望をもちながらも、学校に対して明確な形で要求はしてなかった。

（参考文献）

- 榎井緑 2019「教育 子どもの自己実現のための言語と文化の保障を」『移民政策とは何か 日本の現実から考える』高谷幸編、人文書院、pp.106-128。
- 店田廣文・岡井宏文 2010『滞日ムスリムの子ども教育に関する調査報告書』早稲田人間科学学術院アジア社会論研究室。
- 店田廣文 2019「世界と日本のムスリム人口 2018 年」『人間科学研究』第32巻第2号、pp.253-262。
- 子島進・服部美奈 2019「在日ムスリムによる地域交流—モスクでの聞き取り調査から」『アジア文化研究所研究年報』53巻、pp.54-66。
- 宮島喬 2014『外国人の子どもの教育 就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会。
- 文部科学省 2020a 「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/06/1418054_00001.htm（閲覧日 2020年6月10日）
- 文部科学省 2020b 「外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）概要」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00001.htm（閲覧日 2020年6月3日）
- 山田泉 2018（2019）「「多文化共生社会」再考」『多文化共生 人が変わる、社会を変える』松尾慎編著、凡人社、pp.3-50。
- 山ノ内裕子 2019「学校給食における多様性の実現に向けて—「食マイノリティ」の承認をめぐる— 科学研究費 2018 年度実施状況報告書」<https://kaken.nii.ac.jp/ja/report/KAKENHI-PROJECT-18K02321/18K023212018shokoku/>（閲覧日 2020年10月23日）

*本報告は、JSPS 科研費 JP18K02321 による研究成果の一部である。

授業における教師の思考やふるまいと「観」の内実に関する一考察

—小学校教師を対象とした授業観察とインタビュー調査より—

藤 朱里（鹿児島大学大学院・院生）

1. 研究の背景と目的

本発表は、授業内に行われる教師の思考やふるまいと、教師の有する「観」がどのような関係にあるかについて、またその「観」の内実について考察することを目的とする。本発表では、ある小学校教諭の授業実践を対象に実施した授業観察とインタビュー調査の結果を基に考察する。

1990年代後半から、従来の学習観とは異なる意味での「学び」という用語が、教育現場において一般的に使われるようになってきた。近年の教育研究においても、社会構成主義の考え方が重視されてきている。また、授業の主体は子どもであるという前提に立つと、教師には学びや学習者という視座から教育実践のあり方をとらえ直しながら、具体的な授業の場を構想することが求められている（鹿毛 2010）。複雑性、あいまい性こそが授業の本質で、授業は人間的なものであり、多様な生活様式や経験を有する個人が共有する、力動的で変化に富んだ発展的な場であるとする「授業デザイン」という思想で授業づくりを追究することが求められる（藤岡 1998）。

「授業デザイン」という思想に基づき授業づくりを追究するにあたり、学習環境のデザインのビジョンやコンセプトに、教師のもつ学習観や教育観が大きく反映するという指摘や、教師の子どもの見え方は教師がもっている教育観・授業観・子ども観によるという先行諸研究の指摘をふまえれば、教師の有する「観」の内実を研究の対象とすることは、「授業デザイン」の土台となっているものの根底に関する研究の発展において重要である。具体的には、授業内の教師の実際の行動だけではなく、子どもに重要な影響を与え得る教師の無意識な思考やふるまいといった非意図的なメッセージとそれを左右している教師の「観」の関係性を問う契機が得られるという点、また教師の実践を根本で規定しているものの内実や特徴を明らかにし、教師教育のあり方の問い直しにも寄与するという点において意義がある。

2. 先行研究の知見と本研究の位置づけ

吉崎（2019）は、「教師の意思決定が問題となるのは、授業計画（予想していた子どもの反応）と授業実態（実際の子どもの反応）との間にズレが見られる授業場面である」と指摘している。しかし、意思決定やそれに基づく実際の行動の前提となる、授業計画と授業実態とのズレであるとみなされる子どもの反応が、本当にズレであるかどうかという点については検討が必要である。つまり、教師が行う意思決定そのものについての検討の以前に、子どもの反応や姿をどのように認知し、それをズレとみなすか否かというところにこそ着目すべきだと考える。教師の子どもの姿の認知及び解釈には、教師の有する「観」が関連していると考えられるが、どのような「観」が関連し、どう認知・解釈されているのか、その具体的な側面を明らかにする必要がある。

森脇ら（2011）は、教師の「観」を「教師が実践経験から得た実践知や自らの被教育体験、自分自身の学習者との関係観等から形成されたものを指し、授業に関連する諸事象に対する考え方を統合するかなめの役割を果たしている」ものであると説明し、「教師の『観』は授業構成、運営における目標（教科内容）、教材、教授行為、学習者把握に関係を持ち、授業スタイルの形成の核となる」と定義している。また、鹿毛や姫野は、学習環境のデザインにおけるビジョンやコンセプト、教師の子どもの見え方には、教師の有する教育観等の「観」が反映すると指摘している。しかし、「観」が具体的にどのように関連することにより、教師の思考やふるまいが行われるかという具体的な関係性を描き出した研究や、「観」の内実を詳細に記述した研究の蓄積が十分に進んでいるとは言い難い。そのため、実際の授業場

面において、教師が行う思考とふるまいは、どのような「観」が関連したものであるかについて、その具体的な内実を詳細に描き出す調査研究を蓄積していくことが必要だといえる。

そこで本研究では、子どもが主体の授業を追究する教師の授業内における思考やふるまいと、教師の有する「観」がどのような関係にあるか、またその「観」の内実や特徴を明らかにすることを試みた。具体的には、教師の思考やふるまいが表れていると考えられる場面を、教師自身の思いや考えと照らし合わせて分析することを通して、教師が子どもや授業をどのように捉えているかということが、教師の思考やふるまいとどのように関係しているかについて考察する。

3. 調査の概要

2018年度から行ってきたフィールドワークの中で、子どもが主体であることを重視した授業デザインの追究に取り組むA教諭を調査対象として選定した。A教諭は、2019年度の調査時点で教職歴16年目の女性教諭、1年生35名の学級担任であった。複数回の授業観察を行った後にインタビュー調査を行い、さらに一度分析した後、データの解釈について追加調査を行った。具体的には、授業中の出来事を振り返りながらそこでの意図や思いを尋ねるインタビュー調査において語られた内容から、A教諭の実践の独自性が表れており、A教諭の有する「観」が関連していると推定される場面や語りに着目した。そこからA教諭の有する「観」の内実がどのようなものであるか、その「観」がどのようにA教諭の思考やふるまいと関連しているかという視点で分析した。

4. 調査結果の概要

A教諭は、常にその人にとっての意味を問い思考しながら向き合うべき相手として子どもを捉える「子ども観」と、子どもは教師が予測している以上のことを思いつく力をもっている存在であると捉える「子ども観」、そして授業は子どもと一緒に作るものであり、自身が想像もしないことが子どもから生まれてくることこそが子どもと一緒に作る授業の醍醐味であるという「授業観」を有していることが見出された。そのような「観」が、多様な子どもそれぞれにとってその学び方や学ぶ内容はどのような意味があるかについて、子どもの視点から思考するという授業内における思考やふるまいに表れていた。また、子ども独自の考えに触れることが楽しいというふるまいが見られた点にも特徴があった。本調査の結果より、A教諭の授業内における教師の思考やふるまいには、子どもをどう見てどのように解釈するかを左右する「子ども観」と、授業をどのような営みであると捉えるかという「授業観」が複雑に関連し合って表れていることが確認された。

〈参考文献〉

- 鹿毛雅治 (2010) 「学習環境と授業」高垣マユミ編著『授業デザインの最前線Ⅱ 理論と実践を創造する知のプロセス』北大路書房、21-38 ページ。
- 藤岡完治 (1998) 「授業をデザインする」浅田匡・生田孝至・藤岡完治編著『成長する教師—教育学への誘い』金子書房、8-23 ページ。
- 森脇健夫・康鳳麗・坂本勝信・和田明子 (2011) 「日本語教師の力量形成研究—線画の発達と『観』の形成—」『三重大学国際交流センター紀要』第6巻、53-63 ページ。
- 吉崎静夫 (2019) 「教師のわざと授業研究」姫野完治・生田孝至編著『教師のわざを科学する』一莖書房、16-24 ページ。

学習方略における「方略」の性質についての一検討

—戦略論から焦点を当てて—

下地 貴樹（九州大学・学術協力研究員）

1. 問題の背景・学習方略の不分別

学校教育辞典によれば、学習には、次の4つの条件が存在する。①学習者：学習者の心身の準備状態（レディネス）、知能、動機づけ、情緒・性格、心身の健康、学習スタイル、学習方略など。②学習課題：学習材料・課題の種類、困難度、感情価（喚起される積極・消極）など。③学習方法：全習法と分習法、集中法と分散法、暗記と理解、音読と黙読など。④学習環境：物的環境（物的設備、照明、色彩、騒音など）と社会的環境（人間関係、雰囲気など）である[新版 学校教育辞典, 2003]。ここで、学習者のもつ学習方略は、学習方法という概念とは明確に区別されている。これは学習方略が単なるスキルや単一の方法といった概念ではなく、「自らの学習を効果的に行うための、様々なやり方を組み合わせること」という意味合いがあるからである。現在、多くの学習法が紹介されているが、学習者自身の学習活動に取り入れることや、学習法・学習計画の設計をすることも含めて学習方略と呼ばれている⁽¹⁾。

学習方略は、学業成績や学習意欲の側面との相関関係があることが多くの先行研究から分かっている⁽²⁾。わが国の歴史から見ても、及川平治(1912)が、その動的教育論のなかで子ども自身が学習を深化させる学習法を身に着けさせることの重要性を説いたように、子ども自身が学習への興味関心を持って学習に取り組み続けるためには、学習方略に対する取組が必要なのである⁽³⁾。また木村（2015）によれば、社会階層格差の課題からも、学習方略の獲得は社会階層による格差を是正するうえで有益な方法となりうることを示唆されている⁽⁴⁾。

近年では、自己調整学習の概念とともによく論じられており、学習者が自己の学習の結果だけではなく、学習過程を通しての自律的成長を促す作用として、学習方略の獲得や選択・運用は重要なこととして述べられている。その理論の中でも、学習における方策と方略とが明確に区別されており、学習者のメタ認知的コントロールが効果的学習方策と効果的学習方略を選ぶように選択肢を作成すると述べられている⁽⁵⁾（Zimmerman,2014）。

学習者は有している学習の方策から選択し、学習を行うのだが、学習方略の獲得や運用を身に着けることは容易ではない。表面的な知識と異なり、経験知としても流動的であることを学習者が自覚・メタ認知を働かせなければならない。先行研究の中では、方略と方策との明確な概念的区別がなされていないものも散見できる。

このような方略の適用に関する方法論を、手段や戦術と区別しながら、同じ方略（ストラテジー）という語として扱い、戦争の変化や国家・社会の変化に合わせて述べられてきた戦略論の方面から考察していくことは有用であると考えられる。（もちろん戦争を肯定するものではなく、過去に起きた事象を元に価値を見出すことに重きを置いて論じていくものである）そこで、本稿では、学習方略を、戦略論の第一人者ともいわれるクラウゼヴィッツの戦略論から再考する。

2. クラウゼヴィッツの戦争論にみる方略の位置付け

クラウゼヴィッツは、プロイセン王国の軍人で軍事学者である。彼は「戦争とは完結した個々の戦闘の集合体である」と定義し、「戦術=個々の戦闘を計画し、個々の配慮で遂行すること」、「戦略=戦争の目的に則して、個々の戦闘を束ね、統制するもの」と定めた。つまり、「戦術=武力の使い方」であり、「戦略=戦闘の使い方」と分類できる。彼はまた、戦略は、細部を決定したり、計画全体に修正を施すことを可能にするために、必ず現場で策定されるべきと説いた⁽⁶⁾。これを学習場面に置き換えるなら、学

習の方策とは、「個別に、学習者それぞれの能力と判断で遂行すること」となる。そして、学習方略とは、「学習の目的に即して、個々の勉強や課題の意味や意義を理解し、体制化させていくもの（より効果的な目標達成のプロセスを描くもの）」と位置付けることができる。たとえば、学生生徒が個々の得点目標を設定し、その達成に向けて既存の勉強法を用いるのは「方策・戦術」である。対して、目的を達成する過程として、既存の勉強法だけではなく、目的の効率的達成のために、学習時間や学習環境、適切な方策を検討したり組み合わせたりすることが「方略・戦略」がある。

さらにクラウドヴィッツは、戦略を遂行するためには戦術レベルの課題への取り組みは不可欠であるとともに、「兵站（ロジスティクス）」の重要性を説いている。クラウドヴィッツは、戦争における兵法は、戦略、戦術、ロジスティクスの三位一体であるとしており、戦略や戦術を用いたとしても、その維持を行うためにはロジスティクスが不可欠であるという。是本（2000）は、このロジスティクスの在り方を現代風に言うならば、狭義のロジスティクスとして燃料や糧食などの輸送、飛行場の構築などが該当し、広義のロジスティクスとしては、人員の補充、教育訓練、医療、武器・弾薬等々の管理支援全般のように挙げられる⁷⁾。学習の方略として考えるなら、目標達成までの支援や環境が必要かを考えて、学習の準備を行うこととしてよいだろう。

学習方略に関する研究では、方略の使用と学業成績との関係や、学習意欲との関係などを検討するものが多い。そして多くの先行研究も示す通り、単なる方策や単一の勉強法をただ示すだけでは効果的な方略の運用や、学習活動の継続・維持、学習意欲の向上は難しいのである。しかし、クラウドヴィッツの提唱するところの方略（戦略・strategy）とは、方策やロジスティクスを含めて考慮することで最大の効果を発揮する。学校場面や子どもたちの学びの場面では、大人や教師たちのロジスティクスが強く必要であるが、大人になるにしたがって、子ども自身が自分の方略の獲得に伴って、責任や行為判断能力を持ち、自分自身でロジスティクスを整えることができるように学習を展開していくことが重要となる。

3. 学習方略の必要性—学生への質問調査から

大学1年生70名に、どのような学習の工夫をしているのか、学習前の準備はどのように取り組んでいるのかを訪ねた。結果として、成績が振るわない学生は、学習習慣が定着しておらず、課題が出たときのみ取り組んでおり、試験前に勉強を集中させる傾向がある。一方で成績の良い学生は、学習前の準備を整えたり、スケジュールリングに力を入れている。しかしながら、学習の工夫について積極的に考えるのは、成績が振るわない学生であった。このことは、方略・方策のみでは成果を得ることはできないということを示していると同時に、学習のロジスティクスを保つことが、学習経験を豊かにし、方略を立てる力となってきたかを表したものだと考えられる。

注

(1)辰野千尋 1994 『学習心理学』 教育出版

(2)先行研究には、学業成績との関連から Zimmerman&Martinez-Ponz(1990), Lawson&Hogben(1996), Pintrich&DeGroot(1990) などがあり、学習意欲との関連から、Pintrich&DeGroot(1990), Zimmerman&Martinez-Ponz(1990)などがある。

(3)及川平治 1976 『分団式動的教育法』 明治図書

(4)木村治生 2015 「学習方略」の獲得は社会階層の壁を超えられるのか—子どもの成績を規定する要因についての考察— 『小中学生の学びに関する調査報告書』 ベネッセ教育総合研究所

(5)Zimmerman,B.J.,&Shunk,D.H. (編) 塚野州一 伊藤崇達 (監訳) 2014 『自己調整学習ハンドブック』 北大路書房

(6)清水多吉 2017 『戦争論入門—クラウドヴィッツに学ぶ 戦略・戦術・兵站』 中央公論新社

(7)是本信義 2000 『図解クラウドヴィッツ「戦争論」は面白い』 中経出版

中学校英語における生徒の動機づけを高めるための授業実践 —ARCS モデルに基づいた中学校英語科の授業デザイン—

川尻 ゆい (長崎大学大学院・院生 教育学研究科)

キーワード：中学英語、動機づけ、ARCS モデル

1. はじめに

本発表の目的は『動機づけやモチベーション維持のため、英語等の授業における実践方法』を提案することである。生徒が学ぶことを楽しいと感じるために、インストラクショナルデザインの動機づけ理論の一つである ARCS モデルにもとづいて中学校英語科の授業でデザインし、実践した。実践後の動機づけに関するフィードバックから、生徒の興味・関心を引き出す方法を検討した。

【外国語編】中学校学習指導要領(平成 29 年告示) 解説では、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築することとは、多様な人々との対話の中で、目的や場面、状況等に応じて、既習のものも含めて習得した概念(知識)を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、課題を見いだして解決策を考えたり、身に付けた思考力を発揮させたりすることであり、「外国語で表現し伝え合う」ためには、適切な言語材料を活用し、思考・判断して情報を整理するとともに、自分の考えなどを形成、再構築することが重要であることを示している」と述べられている。このことに注意しながら、ARCS モデルに基づいて授業設計を行った。

2. 授業実践

(1) 授業日、クラス

F 中学校 2 年 2 組 34 人(9 月 25 日) 2 年 3 組 35 人(9 月 28 日) 授業者 川尻ゆい

(2) 学習者

授業に意欲的に取り組んでいる生徒が多いが、自分の考えを説明するのが、苦手である。ユニバーサルデザインのアイデアを思いつぐために、沢山の事例や手立てを行うようにする。

(3) 教材

これまでに学んだユニバーサルデザインに関する本文の内容を理解し、既習事項の文法【I think that, because, when, if】を活用し、作品を紹介する練習を行う。New horizon 2 学年

(4) 指導

英語の教科書の登場人物の紹介文を聞き、条件付き英文の表現方法を確認し、教科書を通して得た知識・技能を、自分なりのユニバーサルデザイン商品を英語で紹介することで活用・応用能力を養う。

(5) 学習目標

- ・光太が、ユニバーサルデザインについて調べたことを発表する本文の内容を理解し、活用できるくらいまで習得させる。(知識・技能)
- ・身近にあるユニバーサルデザインを自分たちが商品開発するなら、どのように改善するか考え、判断し、相手に紹介する活動に繋げることができる。(思考・判断・表現)
- ・生徒同士でのコミュニケーション活動の中で、生徒が積極的にジェスチャーや表情を使いながら、相手に自分の考えを伝えようとする姿勢を育む。(学びに向かう力、人間性)

3. 今回の実践における ARCS モデルの下位分類

下位分類	本時における学習意欲を高める工夫の例
A-1 知覚的喚起	ユニバーサルデザインの写真をパワーポイントのスクリーンで紹介する。
A-2 探求心の喚起	実際にユニバーサルデザインの商品に触れてみる。
A-3 変化性	声に抑揚をつける、ダラダラ進めずに時間を区切る、気分転換を図る。
R-1 目的指向性	身の回りにユニバーサルデザインの商品があることを知り、それらの特徴を英語でどのように表現するか知ることによって将来的な視点を持つ。
R-2 動機との一致	本文の内容を用いながら、クラスメイトに英語で伝え合う活動を行う。
R-3 親しみやすさ	今あるユニバーサルデザインの商品をどのように便利にするか考える。
C-1 学習要求	困った時は、ペア・グループで考えたり、意見を共有する時間を設ける。
C-2 成功の機会	Unit5 全体を通して学習した文法事項が part 4 の本文の中に含まれているので、それらの表現を使って他の人に商品紹介できるようにする
C-3 コントロールの個人化	Unit5 の英語の本文から学習したユニバーサルデザインが人々の生活に与える影響の知識を活用して、自身も商品紹介をする機会を得る活動を行う。
S-2 肯定的な結果	相手に伝わる、相手から伝えられる経験をすることで、成功体験をする。
S-3 公平さ	他の生徒が良く聞く姿勢を大切にする。一人一台和英辞典を貸し出す。

4. ワークシート

2. 私が考えるユニバーサルデザインの商品

<イラスト>

紹介文

(1) I think that, if, when, because の中から一つ使うこと。
 (2) 3~5文で書くこと。

Look at this machine. It's "book machine". When you injured your hand or finger, you can use this machine. If you push button, "book machine" turns over books page. You can read books very easily and safely. Please order now. Phone number is 555-5555.

5. 結果と考察

振り返りシートでは授業を受けた生徒たちに、ARCS モデルの観点から【Attention 注意「おもしろそうだな」、Relevance 関連性「やりがいがありそうだな」、Confidence 自信「やればできそうだな」、Satisfaction 満足感「やってよかったな。」】を4段階評価で理由とともに答えてもらうと共に、授業の全体的な感想も書いてもらった。

実際に自分が商品開発部の社員になったつもりで、商品紹介をイラストと共に、英語ですることにより実践的な英語の力が身についたことによる自信がついている生徒が多かった。また、授業の流れとワークシートの効果的な活用より左の写真のように英語のライティングにおける動機づけが高かった生徒が多く見られる結果となった。

(参考文献)

- 稲垣 忠, 鈴木 克明 (2015). 授業設計マニュアル Ver. 2: 教師のためのインストラクショナルデザイン 北大路書房
- 文部科学省. 【外国語編】中学校学習指導要領(平成 29 年告示) 解説

妊娠・出産等を理由とした降格に関する裁判の言説研究

— 広島中央保健生協事件を対象に —

東野 充成 (九州工業大学)

1. 問題と目的

育児休業を取得しようとした、あるいは、取得したところ、意に沿わない職務を命ぜられたり、威圧的、侮蔑的な言動を浴びせられたりする、いわゆる「育休ハラスメント」や「マタニティ・ハラスメント」はいまだ後を絶たない。そのような中で、平成 26 年 10 月 23 日に最高裁で示された広島中央保健生協事件判決(原判決破棄・差戻し)は画期的なものと評されることが多い。たとえば富永(2015)は、本判決につき、「① (中略) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止を定める均等法 9 条 3 項の強行規定性を肯定し、②妊娠・出産に伴う軽易業務転換を契機とする降格についての判断枠組みを示した点で、本判決には理論的・実務的に重要な意義が認められる」(176 頁)と評している。

このように、法学や法律実務の分野で評価される広島中央保健生協事件最高裁判決であるが、では、この判決(裁判の過程)を社会学の視点で読み解いたときには、どのように位置づけることができるのだろうか。一連の裁判の過程の中で、育児休業や子育て、女性の働き方など社会学にとって重要な諸問題、諸概念がどのような言説として立ち現れたのか、その点を分析することが本発表の目的である。広島中央保健生協事件の判決等をテキストとして、〈育児休業〉という言説の位置を明らかにしたい。

2. 先行研究との関連及び分析の方法

育児休業自体に関する研究は、経済学や経営学、社会学などで盛んにおこなわれているが、本研究の分析対象とする広島中央保健生協事件そのものを扱った研究も、法学専門誌などで多数見ることができる。こうした諸研究はどれも、地裁判決や高裁判決を受けて、労働法学の観点から当該判決等が抱える労働法学上の論点や課題などを解釈学的に明らかにしたものであり、労働法学における判例研究として重要なものである。

一方本発表は、広島中央保健生協事件自体は分析対象としているが、労働法学の観点からの論点や判決の問題点等の析出を目的としたものではなく、当該判決において育児休業という概念がどのように用いられたのかを明らかにしようとするものである。すなわち、広島中央保健生協事件を題材とした、育児休業という概念の言説研究が本研究の主眼である。その意味では、研究方法こそ違うものの、西田(2019)が参考になる。育児休業等により使用者や上司との葛藤の経験をインタビューし、その語り口を話法という観点から分類し、どのように葛藤を乗り越えてきたのかを明らかにしている。いわば、個々の経験を物語の語り口ととらえ、個々の様々な人や機関との接点・接触という観点から、紛争処理システムの重要性を提起した。

本研究でも、一連の裁判からそれへの評釈などを「物語」ととらえる。すなわち、当時の労働をめぐる環境や制度、政策等に不満をもつ人々がどのようなレトリックを用い、法人に対して抵抗したのか(「抵抗の物語」)、そうした主張に対して被告となった法人はどのように反論したのか(「反論の物語」)、両者の主張や反論を聞いた上で、裁判所はどのようなレトリックのもといかなる判断を示したのか(「判断の物語」)、テキストとしての判決文から読み解くことが本研究の方法である。

3. 事件の概要

広島中央保健生協組合に雇用され副主任の職位にあった理学療法士が、労働基準法 65 条 3 項に基づく妊娠中の軽易な業務への転換に際して副主任を免ぜられ、育児休業の終了後も、副主任に任ぜられなかったことから、組合に対して、副主任を免じた措置は男女雇用機会均等法 9 条 3 項に違反する無効なものであると主張して、損害賠償を求めた事件である。最高裁まで争われ、最高裁で従業員側の逆転勝訴となった。

4. 使用者の人事上の裁量権と不利益取扱い

一審及び二審で主な争点となったのは、使用者の人事上の裁量権が、男女雇用機会均等法や均等報国寺に定める不利益取扱いに抵触するかどうかである。一審、二審ともに、使用者側の人事配置上の必要性を認め、従業員側の敗訴とした。使用者の人事上の裁量権については、「労働契約においては勤務場所や職務内容等の重要条件が必ずしも明示的に約定されているわけではないので、これまで労働者が包括的に使用者の人事権を承認していると解し、使用者に幅広い人事裁量権を認めるとされてきた」（谷村 2005）

一方で、男女雇用機会均等法や育児介護休業法、労働契約法などは、包括的な使用者の人事上の裁量権に対して、くさびを打ち込むものでもある。言い換えれば、これらの法律や政府からの告示等で規定された不利益取扱いが、使用者の人事上の裁量権という極めて強い包括性をもった権限に勝るほどの、言説としての力を有しているのかが争われたことになる。一審や二審は、いわば労働法の通説的な見解に従い、使用者の人事上の裁量権を重く見た言説を再生産したものである。したがって、一審、二審の判断は労働法に関する言説としては奇異というわけではなく、むしろその基盤を再帰的に強化するものであった。

逆に問われなければならないのは、最高裁判決がなぜこれほどまでに男女雇用機会均等法や育児介護休業法等の不利益取扱いの規程を重く見たのか、という点である。そこには、〈育児休業〉や〈子育て支援〉という言説のもつ位置価の変化を見出すことができる。詳しい資料は当日配布するが、労働法の世界において、繰り返し再生産されて強化されてきた、使用者の人事上の裁量権が、社会の言説を取り込む形で、その重みを引き下げるとともに、〈育児休業〉や〈子育て支援〉がその重みを引き上げる、構造的な変容の過程を見出すことができる。

〈参考文献〉

西田英一 2019 『声の法社会学』北大路書房

谷村哲郎 2005 「成果主義下における人事裁量権の変容と公正評価義務」『立命館法政論集』第 3 号 303-333 頁

富永晃一 2015 「妊娠中の軽易業務転換を契機とする降格の均等法 9 条 3 項(不利益取扱い禁止)違反該当性」『季刊労働法 248 号』173-182 頁

〈付記〉

本発表は、科学研究費助成金基盤研究(C)「子育て支援推進下における育児休業をめぐる紛争の構造と過程」(東野充成研究代表)の助成を基に行うものである。

韓国における全国教職員労働組合の法的地位に関する考察

-朴槿恵政権による法外労組の処分(2013年)をめぐって-

鄭 修娟 (九州女子短期大学)

1. 問題の背景

韓国では、「教員の労働組合設立及び運営に関する法律」(以下、教員労組法)の成立(1999年)により、それまで法外労組として活動してきた全国教職員労働組合(以下、全教組)が合法化されるとともに、国家公務員である国公立学校教員の労働権が一部(団結権、団体交渉権)認められるようになった。

2013年10月、韓国の労働部(日本の厚生労働省)は、教員労組法第2条の「教員とは、初・中等教育法で規定している教員であり、解雇された人は中央労働委員会の再審判定が下されるまでは、教員として認める」という規定を理由に、全教組が解職教員9名を組合員として含めていることに対して「法外労組である」との施行令を出した。つまり、解職教員を組合員として認めている全教組の措置は、法律違反であると主張したのである。これに対し、全教組は全国的に6万人以上の組合員が所属している当該組織において9名の身分を理由に合法労組として認められないとすることは、全教組に対する弾圧であると反発してきた。

だが、2014年6月、ソウル地方裁判所は「教員労組は、教員を代表して団体交渉権を行使するなど、教員の勤労条件に直接的で重大な影響力を与える」とし、「教員の勤労条件の大部分は、法令や条例などで規定されるため、教員の勤労条件と直接関連のない人を教員労組の組合員資格から排除することが団結権の制限だとは言えない」という解釈を出した。さらに、「教員として就職を希望する人々が「労働法」に基づいて労働組合を設立し、それに加入するにあたっては何の制限もないため、団結権を剥奪することにはならない」とし、全教組を労働組合として認めない労働部の施行令が妥当である立場をとっていた。

表1. 全教組の法的地位の変化(筆者作成)

	法的地位の変化
1989.05	全国教職員労働組合、法外労組として活動開始
1989.07	文教部(現教育部)、全教組教師1527名を解任
1994.03	全教組の解職教師1329名の復職
1999.07	教員労組法の成立により、全教組合法化
2010.03	労働部、全教組に解職者の組合員認定の規定を是正するよう命令
2010.09	全教組内部での投票結果に基づき、是正命令を拒否
2010.10	労働部、全教組に「労組ではない」ことを通報
2014.06	ソウル地裁、「全教組法外労組の通報は妥当」とであると宣告
2014.09	ソウル高裁、法外労組通報の処分効力を停止 教員労組法第2条の違憲審判を提訴
2015.05	憲法裁判所、教員労組法第2条を合憲と判決
2020.09	韓国最高裁、政府による施行令の通報は違法であると判決

2. 教員の「労働権保障」に対する解釈

ソウル地裁の判決は、全教組が解職教員を組合員として認めていることについて「教員労組法第2条に違反している」という前提に立ったうえで、全教組を法外労組としてみなしても「教員の団結権を侵害するものではない」と解釈した。地裁は「教師は、特に倫理的・中立的・専門的であるべきで、教育権を持つ児童生徒に勤労を提供する点に照らし合わせてみると、より特別な規律を適用することができる」（傍点は筆者による）と述べ、さらに、「制限される教員の団結権に比べ、児童生徒の教育を受ける権利と教育制度の維持など、公益の方がより大きい」とし、教員の国家公務員としての法的地位を強調していた。

だが、この判決に対してソウル高裁は、その見方を変え、そもそも教員労組法第2条が、憲法で保障している労働者の団結権を侵害する違憲の余地があると解釈した。高裁は「労働三権の一つである団結権は憲法上保障されている権利であり、その団結権には労組の形態や組合員の範囲を自ら決定できる権利が含まれている」とした。また、児童生徒の教育権を侵害する恐れがあるため、教員労組をより厳格に規制すべきであるとする主張に対しても「二つの基本権（団結権と教育権）がバッティングしたら、その両立・調和を模索すべきであり、団体行動権でない団結権の行使により学習権などの公益が侵害される余地はほぼない」と判断したのである。さらに、「教員と類似している専門職勤労者や公共性を持つ必修公益事業の勤労者と違って、教員組合だけ解雇者の加入を認めないことは、平等権の侵害」とし、教員の倫理性や中立性、専門性を強調した一審判決とは異なる判決を出した。

3. 「特別法」としての教員労組法の性格

ここで、確認すべきことは、教員労組法が持つ法的性格である。同法は「教員だけに」適用される特別法ではなく、「労働法の特別法」としての性格を持っており、その成立過程を検討すると、全教組は、教育行政との同等な関係で行われる団体交渉権を求めていた。これは「教員としての」団体交渉権を主張した韓国教員団体総連合会や教育部とは異なる立場であった。今回の法外労組をめぐる議論からは、教員労組法が持つ「特別法」としての性格に対する解釈の違いを垣間見ることができる。

結論から述べると、今年9月の最高裁判決により全教組が勝訴することで、その合法性が改めて認められた。最高裁判決で注目されたいのは、それまで「教員労組法」の違法可否をめぐる議論が主であったことに対し、最高裁はそもそも政府による「通報（施行令）」で「国民の権利」が制限されることを問題視した点である。最高裁は、「憲法上の国民の権利を制限することは、国会が定める法律に基づいて可能であると規定している」とし、政府の全教組に対する法外労組の処分は、法律でない施行令を根拠としているため、不当であると判断したのである。また、全教組に法外労組を通報したのは、労働組合としての地位を剥奪するだけでなく、労働組合の存在自体を否定することであると述べた。つまり、労働権保障は、教員が持つ職位の問題としてみるのではなく、国民として保護されるべき憲法上の基本権という視点から議論すべきであり、さらにその基本権を政府の施行令によって制限することは妥当でないことを改めて確認したと言える。

〈参考文献〉

- ヤン・スングァン（2014）「全教組の法外労組通報に関する小考」『民主法学』第55号、pp.153-176.
キム・ヒソン（2016）「全教組に対する法外労組通報処分の妥当性可否-ソウル高裁の判決を中心に-」『釜山大学校法学研究』第57巻第4号、pp.313-339.

韓国済州特別自治道における住民の主体形成に関する研究

金子 満 (鹿児島大学)

1. はじめに

本研究の問題意識は、今後社会教育が、少子高齢化やグローバル化等の社会変動下において現代的「地域」概念を基軸とした「地域学習」活動と同学習に裏打ちされた住民の主体形成をどのように担っていくのかという視点である。

「地域」概念について経済学者の岡田知弘は、「本源的には、社会的動物としての人間の生活領域」であるが、「紙幣や資本の発生と共に活動範囲が拡大し」生活領域も重層化しつつあるとし、その意味で「人間の生活領域としての地域」と「資本の活動領域としての地域」の空間的分離と矛盾がグローバル社会において極限まで推し進められ、「人間の生活領域」としての地域社会が急速に弱体化したと表現した^①。また、社会教育学者の宮崎隆志は、「近代社会において地域が意識されるのは、暮らしに関する課題意識の集団的な生成、すなわち日常生活に対する何等かの疑問や不安によって、日常生活に改めて向かう必要性が生じている場合」とし、住民がなんらかの地域の課題や事象と接点を持った時はじめて「地域」の表象が浮上するとした^②。

岡田と宮崎の論点を咀嚼するならば、人間に基軸を置いた「地域」概念は、住民が「地域」そのものを何らかの契機によって認識しない限り、表象しないということになる。

確かに、我々は、住居を示す際に行政区にもとづくが、その区画に地域住民意識があるかという点かではない。しかし、ごみ処理場建設問題など、自身の生活に大きく影響を及ぼす事象に対しては、今まで無自覚的であった地域意識が台頭し、反対運動に見られるような学習主体として確立していく可能性を秘めている。しかし、これらの活動を支える学習機会や拠点として機能した社会教育施設は弱体化しつつあり、地域づくりの拠点として期待されるコミュニティ協議会もこれらの受け皿として十分に確立しているとは言えない。むしろ、自治意識の高い地域住民が管理運営する自治公民館の実践に「地域学習」の展開が見て取れるが、今後の社会教育、とりわけ社会教育行政を考える視点としては不十分であると考える。

以上の問題意識のもと、本研究では、比較的な視点を踏まえつつ、韓国の済州特別自治道における住民自治制度と住民の主体形成に着目する。

2. 済州特別自治道への着目の理由

済州特別自治道に着目する理由は以下の3点である。

①2003年に大統領に就任した盧武鉉による積極的な地方分権制度として誕生した「済州特別自治道」は、司法や国防、外交を除く高い自治権をもつ特殊な自治体であり、新たな住民自治組織の構築や条例の制定に地域住民が直接関与できる「住民投票制度」の存在にもみられるように韓国の住民自治制度の先駆的モデルとして位置づいている点。

②環境に配慮した施策を打ち出している済州特別自治道は、現在韓国国内における移住先として人気を博しており、「従来の住民と移住者との意識の違いによる葛藤」、「国際都市を目指し、外資による島内開発を促進させる反面、住民への自治権を拡大し、住民投票による権限を付与したことによる政策的葛藤」など多くの矛盾を抱えている地域である点。

③本研究でも着目している「住民投票制度」を積極的に住民に周知するとともに、民主主義教育や地域財政に対する学習を展開する公的学習プログラムである「住民自治学校」の設置が法的に位置づけられている点。

以上の点を踏まえ本研究は、韓国済州特別自治道における住民自治センター内で実施されている住民自治学校に着目しているが、これまで韓国の住民自治センターに関する研究は、住民自治センターの全体像を明らかにする視点かもしくは、主に日本の公民館活動を念頭に置きながら、個別の住民自治センターにおける実践を比較検討する視点にとどまっている。本研究のように、「地域」概念の現代的再解釈を志向する「地域学習」への着目とそれに伴う自立的で主体的な住民の主体形成の視点から同センターの重要な実践の一つである「住民自治学校」に着目した研究は存在しない。

3. 住民自治センター及び「住民自治学校」への着目

近年韓国の「住民自治センター」における住民の自治活動が様々な分野で注目されているが、韓国国内における住民自治制度のスターター的实践は、主に済州特別自治道が発祥である。現在韓国全土に広がる「住民自治センター」の運営を審議し決定する住民自治委員会のメンバーは、主に各地域の自治組織の代表に対し自治体の長が委嘱し、その他、必要に応じて公募により選出されているが、済州特別自治道においては、地域住民の参加の公平性を確保するため、2016年の改訂より一定の公募者の中から抽選によって選抜することを条例（済州特別自治道住民自治センター設置・運営条例）に盛り込んだ。さらに、同条例の2016改訂で新設された18条により、「道知事は自治センター運営および活性化、委員会資質向上など住民自治が活性化できるように常時的な教育支援を積極的に遂行しなければならない」とし、その具体的教育支援として「住民自治学校」の運営推進が明示されるとともに、住民自治委員に対し同学校の教育課程の履修を義務付けた（同条例第17条5項）。「住民自治学校」の具体的なカリキュラム内容としては、「民主主義の歴史や理念」「憲法や条例と住民自治」「リーダーシップやコミュニケーション」「具体的地域づくり実践」「予算の申請や運営」など理念的概念的なものから具体的な地域実践やマネジメントに至るまで住民自治に関する幅広い見識深めるような内容となっている。これらの取り組みを基に2017年7月に新たにソウル市の4つの自治区において条例の改訂が行われ、現在実施されている。

そこで本研究では、地域住民を対象に民主主義と住民自治に関する学習の機会を提供する「住民自治学校」の実践を①地方分権を支える地域主体形成に関する新たな実践として、②民主主義を基盤に据えた住民自治に関する学習の場として、分析を試みることにする。特に住民自治学校の制度かが進む中、住民自治学校の管轄が道から行政市へ委譲され、より地域の特徴をふまえた内容へと変化している点を明らかにするとともに、済州島への移住者問題や住民投票制度の活用によって浮上した様々な地域葛藤について住民自治学校がどのような役割を果たすことが出来るかについての考察を行う。

主な調査対象は、済州特別自治道済州市の一徒二洞の住民自治センター内に設置されている住民自治学校の実践及び西帰浦市の猊來洞の住民自治学校の実践に着目する。

注

(1)岡田知弘「地域社会の衰退と再生をめぐる退行」唯物論研究協会編『地域再生のリアリズム』唯物論研究年誌第14号、青木書店、2009年、10p

(2)宮崎隆志「暮らしの思想の生成理論—地域社会教育の学習論—」日本社会教育学会年報編集委員会編『地域づくりと社会教育的価値の創造（日本の社会教育第63集）』東洋館出版社、2019年、195p

米国大学入学者選抜における大規模標準化テスト SAT/ACT からの離脱決定の論理構造

—カリフォルニア大学における標準化テスト・タスクフォース(STTF)報告書の分析—

木村 拓也 (九州大学)

1. 問題の所在—大学入学方針の決定にエビデンスは如何に使われたのか？

カリフォルニア大学(以下、UC と略記)の理事会(Board of Regents)は、2020年5月21日に、SAT/ACTからの離脱決定を決議した。それに先立つ2020年2月3日には、標準化テスト・タスクフォース(Standardized Testing Task Force)が、228頁にわたる、多数の計量分析の記載が盛り込まれた報告書を、ナポリターノ総長の諮問に対して上梓している。この経緯は、2018年7月にナポリターノ総長が、学術評議会(Academic Senate)に対して、アドミッションにおける標準化テストに対する諮問を行ない、2019年1月UCの学術諮問委員会(Academic Council)がタスクフォースを招集したことに始まる。その後、2020年2月から3月にかけて教員に対して意見公募手続きを行い、2020年4月に学術総会(Academic Assembly)が、ナポリターノ総長に勧告、2020年5月にUC理事会に持ち込まれ、冒頭の決議が行われた。ただ、冒頭の決議も、あくまで段階的な離脱であり、2021年と2022年には、標準化テストの利用を選択制にし、2023年と2024年にはカリフォルニア州の居住者の入学決定には、SATおよびACTのスコアを用いず、2025年までに、州外の生徒も受験可能なカリフォルニア大学独自のテストを実施する(カリフォルニア州立大学も参画する可能性が有り)とされた(しかし、2020年10月時点では、具体的なテストの設計や計画などは明らかにされていない。)

こうした大学入学をめぐる意思決定には、カリフォルニア州が人種という個人情報に大学入学の意思決定に用いないとした、1996年11月に提出されたカリフォルニア州の住民提案209号によるアファーマティブ・アクション(以下、AF と略記)の禁止が背景にはある。有名なAFが逆差別問題を生じさせるとして、1978年のバッキー判決以後、大学入学におけるAFは、1996年のホップウッド判決での否定や2003年のグラダ対ポリンジャー判決、2016年でのテキサス大学対フィッシャー判決での再支持など、米国の大学入学において揺れ動きを見せてきた。現在では、アジア系アメリカ人に対する逆差別問題として、ハーバード大学が訴訟を抱えていたり、先のカリフォルニア大学も、5月に段階的な離脱を表明したにも関わらず、8月31日にカリフォルニア州の裁判所からUCが大学入学にSATとACTのスコアの使用を禁止する、仮処分が出されるなど、コロナの影響による標準化テストの実施中止も伴い、大いに米国社会を賑わす話題を提供し続けている。

一方で、上記の各種裁判や大学理事会での資料には、各大学における数多くの追跡調査の分析資料が提出されている。そうした計量分析の結果を踏まえて、如何にSATやACTなどの標準化テストが評価されてきたのか、という論点は、カレッジボードや各大学、教育産業が行う調査結果も多く出される中、大学入学を舞台にした、大学と大学を巡るステイクホルダーの利害対立や葛藤という観点から見ると、格好の分析対象となりうる可能性がある、と考えられる。

2. 先行研究の状況—カリフォルニア大学とETSを巡るテスト使用を巡る攻防

この問題を論じる際に、N.レマン(1999=2001)の分析は欠かせない。つまり、SATは、そもそも、カレッジ・ボードが行っていた学力テストによる選抜が裕福な特権階級の学生(直接的に言えばユダヤ系生徒)をこれ以上増やさないために、高等学校で学んだことではなく、大学適性を測る共通テストとして設計されたという経緯である(Leman1999=2001)。その一方で、IQテストを巡る訴訟が続いた1970年代以降、こうした標準化テストのスコアに人種間の格差があることが裁判やテスト研究を通じて世間に知られるように

なった。1990年代になると、Kaplan や Princeton Review などの教育産業による受験対策や予備校が盛んになり、生まれながらの知能ではなく、家庭教師の優秀さや、教育産業の投資の多寡をスコアが代表している、という批判が登場する。J.ダグラスの研究(2007, 2019)が詳細にまとめているように、2001年2月には、UC のアトキンソン総長(認知科学者)が、今回同様、SAT I からの離脱を宣言し、その後、ETS との事前協議を重ねていく中で、2005年3月のSATの改訂で決着をみた(Douglass 2007)。アトキンソン後に、UC 理事会の議長に就任した民間出身のムーアズ氏は、学力重視で SAT 擁護の立場に回ったりもしている(Douglass 2019)。いずれも、ヒスパニック系(AF 賛成)やアジア系(AF 反対)の多いカリフォルニアという土地柄と、SAT I や II の受験者が全受験者の3割ほどを占めるテスト産業における市場の問題(ETS にとっては離脱が経営問題に直結)が、この問題に妥協と揺り戻しを生じさせている、という分析が共通して析出される。

3. UC における標準テスト・タスクフォース報告書の分析-離脱決定理由の分析

STTF の分析報告書は、2章で標準化テストの使用法、3章で使用する根拠、4章で標準テストを使用続ける際に生じる懸念という構成で並ぶ。2・3章において論証されたのは、UC では、SAT や ACT のテスト得点が入学後のリテンションを予測するのに役立つ指標として機能していること、テスト得点だけによらない包括的レビューによる大学入学決定を行なっているため、テスト得点の影響が批判された程度のもではない、であり、標準化テスト擁護の分析が並んでいた。にも関わらず、4章では、ラテン系が多いカリフォルニアでは、標準化されたテストが言語の問題で生徒能力を過小評価する可能性や、パフォーマンスタイプの評価を組み込んだ新しいテストを開発することを勧告する結論に至っている。その判断の根底には、UC に優秀な学生を入学させることと、カリフォルニア州の人口分布に応じた選抜を行う、二つの社会的使命があり、2、3章で分析した、テストが何を測っているかの論理構築が、それを元にするデータが、UC 入学者に限られるため、後者の社会的使命を説明したことにならず、結果として、URM(Under-represented Minority)の学生が少ない現状を正当化できなていない、ための標準化テストからの離脱決定であったと読み解ける。

4. 結語-反転した標準化テストの評価の根源と予測的妥当性神話の崩壊

社会階層によらないはずの標準化テストが、時を経た大学の大衆化に伴い、社会階層に依存するものとなった時、将来の活躍を予測する指標としての、スコアと学業成績との相関を用いた追跡調査のロジックは、社会階層の全体を大学入学者がカバーしていない(いずれの大学内データでも論破できない)、という論証可能性がない論理に対抗できず、崩壊するに至っていた。2001年に一度検討され、結局、SATの改訂に落ち着いたことから明らかなように、新しいテスト開発は、何を指標にするかを決定する際に過度に政治的になりうるため、今回の結論がそのまま実行されるのは時間がかかると、STTF 報告書も指摘する。如何なる精密な妥当性研究も、選抜制度の賞味期限を超えない。

(参考文献)

Douglass, J. A. 2007: The Second Aftermath: President Atkinson Versus the SAT, *The Condition for Admissions: Access, Equality, and the Social Contract of Public Universities*, Stanford University Press, 214-315.

Douglass, J. A. 2019: Berkeley versus THE SAT: A Regent, a Chancellor and a Debate on the Value of Standardized Testing in Admissions, *Research & Occasional Paper Series*, UC Berkeley Center for Studies in Higher Education, 1-10.

Lemann, N. 1999: *The Big Test The Secret History of The American Meritocracy*, Farrar Straus & Giroux, ニコラス・レマン, 久野温穂訳 2001: ビッグテスト—アメリカの大学入試制度 知的エリート階級がいかに作られたのか, 早川書房.

通学課程における同期分散型授業の教育方法とドロップアウトに関する課題の検討

山田 雅之 (九州工業大学)

1. はじめに

2020年10月現在の我が国の通学課程の多くの大学では、感染症への対策としてインターネットを活用したオンライン講義がなされている。2008年の調査では30%程度であった普及率（日本イーラーニングコンソシアム, 2008）も、今年度は大幅に増加することが推測される。こうした通学課程における通信型の教育は、2000年代から実施され始めている。例えば日本福祉大学では2006年度より、もともと通信課程で用いられていた知識伝達型の授業コンテンツを通学課程にも導入し、その後全学的に授業にオンデマンド教材を導入している（仲道ら, 2009）。しかしながら通学課程の学生が通信型の授業を受講する際にはドロップアウト（途中棄権）に関する課題が見られ、知識伝達を目的としたいわば独学を前提とした通信型の授業から、通学を活かした授業デザインの検討が求められていた（山田, 2011）。

本研究の目的は、同期分散型授業の教育方法について先行研究から検討とする共に、通学課程における多様な授業形態に対するドロップアウトについて検討することである。

2. 通学課程における同期分散型授業の教育方法についての検討の必要性

本研究では授業をリアルタイムで受講する「同期」型の授業と、授業時間のみに限らず、一定の期間に受講を進める「非同期」型の授業があり、それぞれ同期—非同期と定義する。また教室などに「集合」して授業を受講する場合と、それぞれが別の場所で授業を受講可能な「分散」型授業があると定義する。つまり、通常の大学の教室での授業は「同期集合型授業」と言える。通信教育等で、一定の期間に課題を提出するタイプは「非同期分散型授業」である。「同期分散型」は、授業をリアルタイムで、それぞれ別の場所で受講するタイプと言える。

一概にこれらの授業の形態が定まっているわけではなく、通常の授業であっても、講義形式や、グループワーク、PBL型、実験等の多様な授業形態があるように同期分散型の授業においても、講義を配信するタイプや、グループワークを実施するタイプなど多様である。非同期分散型の授業と同期集合型の授業を組み合わせ、非同期型の授業で講義映像を学習した上で、同期集合型の教室における授業でアクティブ・ラーニング型の授業を実践する方法は「反転学習（もしくは反転授業）」と呼ばれている。こうした分散型と集合型を組み合わせた授業は、多様なメディアをブレンドしたブレンデッド学習と呼ばれてきた。さらに近年では、同期型の授業において、教室と遠隔地に受講生が分散している状況の授業も実践が進みつつある。こうした授業実践は「ハイブリッド型」の授業と呼ばれ、今日の我が国では、教室での受講を進めつつも、感染症への対応の中で、同時に分散型の授業へも対応する形態が出来つつある。教室での授業を、自宅でも受講可能であったり、同期型の授業や非同期型の授業を選択できたりする学習環境は「ハイフレックス型」（例えば、大阪大学 2020）の授業と呼ばれ、それぞれの授業形態に合わせた授業方法の検討が求められている。

前述したような多様な授業の方法が日々実践される中で、それぞれの科目の特性等も含めた教育方法の共有と検討が求められていると言える。

3. 分散型授業のドロップアウトに関する考察

通信型（分散型）の授業の課題として、ドロップアウトに関する課題が古くから検討されている。代表的な事例として、英国オープンユニバシティ（我が国における放送大学の位置づけに近い）では、60%の受講生がドロップアウトしてしまうとも言われていた。非同期分散型の学習では、こうしたドロップアウト率を

軽減し、修了率を上げることが課題となっていた。しかしながら、こうした事例は従来の課題をウェブ上に設置し、長い期間の間に課題を提出する形式であり、今日の多様な教授方法に対応したドロップアウトに関する事例検討が求められていると言える。

2020年10月現在において、我が国の多くの大学では、全面的な分散型の授業形態から、教室での集合型（対面授業）への切り替えがなされ始めている。同様に日常生活の面でも、大学生の生活は変化が出始めている。例えば、緊急事態宣言の発令されていた前期期間には、アルバイトや部活動・友人との交流などの多くが制限されていたのに対し、これらの日常生活が始まってきた場合には、ドロップアウトに関する傾向も変化していくことが予測される。具体的には、2020年度前期には分散型の授業でのドロップアウト率は低くなり、その後徐々に日常が戻ってくることによって、高くなる可能性が考えられる。

1つの事例として、2020年度前期に工業系の国立大学である教員が担当し開講された授業に関するドロップアウト率を算出した。本研究で対象とした大学では、履修の登録後授業が開講され、さらにその後に履修の取り消しが可能であった。そのため、本研究では履修の取り消しをしなかった最終的な履修者の内、最終レポートを提出しなかった学生をドロップアウトしたと定義した。また該当の教員は6つの授業を担当していたが、そのうち1つの科目は演習を含む科目であり、最終的な課題の特性が異なったため除外した。対象とした科目は5科目であった。そのうち非同期分散型で実施された2科目（教養・選択科目）のドロップアウト率は8.4%であった（履修者：95名・最終レポート未提出者：8名）。同期分散型で実施された3科目（教職・必須科目）のドロップアウト率は0%（履修者：24名・最終レポート未提出者：0名）であった。それぞれの科目は特性が大きく異なるため単純な比較は困難であるが、ドロップアウト率は比較的低い値となっていることが示唆された。

4. 展望

本研究では、同期分散型の授業の教育方法について先行研究から検討し、通学課程におけるドロップアウトについて検討した。教育方法への検討に関しては実践事例の共有やそこでの課題に対する改善についての検討が求められている。ドロップアウト率に関しては大学によって履修の方法等も異なるため大学間の単純な比較は困難な部分もあるが、事例を増加させ、多様な授業形態についての検討が求められていると考えられた。

〈参考文献〉

- 日本イーラーニングコンソシアム 2008 『eラーニング白書 2008/2009年版』 東京電機 大学出版局
仲道雅輝・松葉龍一・江川良裕・大森不二雄・鈴木克明 2009 「科目ガイダンス VOD を基軸とした
FD-全学的な e-learning 推進を実現する教員の意識改革」．『日本教育工学会論文誌』, 33号.
25-28頁
- 山田雅之 2011 『協調学習による自己調整学習スキルの獲得支援-オンデマンド講義の計画的受講を促進する実践研究-』 中京大学 情報科学研究科 博士論文
- 大阪大学 2020 「ハイフレックス型授業実践ガイド」 “<https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/project/onlinelecture/hyflex.html>” (2020年10月24日確認)

特別支援教育における授業分析の方法に関する研究の動向と課題

立石 力斗（福岡市立生の松原特別支援学校・九州大学大学院博士後期課程）

1. 問題と目的

特別支援教育において、授業に関する研究は様々な目的・方法で行われてきた。小川（1991）は、1960年代から1980年代に刊行された、知的障害のある児童生徒を対象とした授業に関する研究の年代ごとの特徴を分析した。広瀬（1991）も同様に研究を概観し、論文数・発表数ともに少ないことを指摘した。岡本（2019）は、1990年以降の障害のある児童生徒を対象とした授業に関する研究を概観した。小川（1991）・広瀬（1991）を参考に、「授業場面」「研究目的」により分類した上で、授業改善の視点から「指導目標の妥当性」「指導内容・方法の妥当性」「知識等の活用状況」「単元指導計画の評価」の4観点から検討し、研究の到達点と課題を示した。

本研究では、特別支援教育における授業研究が本格的に行われたとされる1960年代からの研究を概観し、授業改善を含んだ、より広範な視点から分類し、動向と課題を明らかにする。

2. 方法

（1）分析対象論文の選定

分析対象論文は、以下に示す①または②のいずれかの条件を満たし、障害のある児童生徒の授業を、ある目的に則って分析した研究論文とした。なお、調査研究や展望論文などは分析対象から除外した。

①国立情報学研究所のCiNiiで、「授業研究」「授業分析」のキーワードで検索を行った上で該当した論文の中で、障害のある児童生徒を対象とした研究論文

②特別支援教育に関する研究論文を対象としている4つの学術雑誌「特殊教育学研究」「発達障害研究」「LD研究」「教育心理学研究」のバックナンバーを検索し該当した論文

（2）分類方法

特別支援教育における授業研究の動向を把握するため、研究の主たる目的から先行研究を分類した。あわせて、研究方法についてもまとめた。

3. 結果

分析の対象となった論文は、121編であった。主たる研究目的による分類の結果、以下の5つの研究に分けられた。

（1）教師の指導の型に関する研究

1960年代から、大西誠一郎・村上英治らによって研究がなされた。彼らは、特殊教育の教師の行動パターンが、どのような要因から影響を受けて形成され変化するのかについて、アンケート調査による教師の概念的・理念的な水準を明らかにした。その上で、中学校の特殊学級において教師と子どもの言語行動をカテゴリーに分類し、指導の型を抽出した。

1970年代には、田口則良が特殊学級教師の教授スタイルが「教師主導型」と「子ども主導型」に大別されることを明らかにした。その上で、学級条件による教師の教授スタイルの変化を授業観察に基づき、授業者の動機づけ方法および学習者の動機づけ行動を評定表により分析した。また、授業スタイル（発見型授業と説明型授業）の違いによる効果を、授業者・学習者の発言についてのカテゴリー分析と学習者のテスト結果の比較から明らかにした。

（2）授業内のコミュニケーション過程に関する研究

1980年代から、授業のカテゴリー分析が行われるようになった。分析には、Flanders, N. A. の分析カテゴリーを修正した授業分析カテゴリーが用いられた。例えば中山文雄は、養護学校・特殊学級の授業過程の特徴を、授業分析カテゴリーによる分析から明らかにした。田中道治らは、重症心身障害児を対象とした授業過程を明らかにするため、授業分析カテゴリーによる分析と子どもの心拍の測定を行った。

(3) 教師の指導性に関する研究

1980年代を中心に、教授学的な視点から授業研究が行われた。湯浅恭正は、公刊された資料に基づき、教師の指導性について明らかにした。また、広瀬信雄・江橋宏栄は、発達障害がある子どもの授業における教授学的原則として7項目を挙げた。

(4) 授業分析方法の開発に関する研究

丹野由二は、授業VTRを反復視聴する方法を用いて、生活単元学習の指導上の留意点について明らかにした。太田正己は、質的分析である授業批評に着目し、効果的な批評の方法を明らかにした。名古屋恒彦は、生活単元学習における質的側面を加味した分析カテゴリーによる授業研究を行い、主体的活動を促した要因を明らかにした。柘植雅義らは、授業場面における数学的言語行動の特徴を、「頻度」「情報量」「位相」から分析する方法により明らかにした。

(5) 指導効果の検証および授業改善に関する研究

指導効果の検証および授業改善に関する研究は、2000年代以降に多く行われた。

冨永光昭らは、授業改善を目的とし、授業局面に着目した総合的質的分析法による授業研究を行った。佐々木全らは、生活単元学習における授業のねらいに即した手立てを行い、その効果を生徒の活動状況に関するカテゴリー分析により検討した。本母世跳らは、「授業評価シート」を用いることにより、教師の教授行動と児童生徒の自発行動の変容を応用行動分析学の視点から明らかにした。

4. 考察

授業分析の方法は、量的方法から質的方法へと展開した。このことは、特別支援教育が対象とする子どもの個別性の高さに関わっていると考えられる。また、特殊教育から特別支援教育へ変更されて以降、分析方法の検討は行われておらず、現状に対応できているか検討が必要であろう。

研究の主たる目的は、教師の指導の型に関する研究や教師の指導性に関する研究、指導効果の検証といったように、主に教師に焦点をあてた研究が中心であったといえる。

それゆえ、子どもに焦点をあてた研究は十分とはいえない。田上(2009)は、授業研究において子どもについての検討・研究が手薄になっている可能性について指摘した。このことは、本研究の分析結果からもいえる。授業研究において、子どもをどのように理解するかは重要である。そのため、今後個々の子どもに焦点を当てた授業研究が展開される必要があるだろう。

〈参考文献〉

- 広瀬信雄 1991 「障害児教育における授業研究の動向と課題—教育実践への期待とその研究の可能性—」
『特殊教育学研究』第29巻第3号, 61-66頁
- 小川英彦 1991 「精神遅滞児教育における授業研究の動向」『発達障害研究』第13巻第2号, 140-143頁
- 岡本邦広 2019 「障害のある児童生徒を対象とした授業に関する研究の現状と課題」『特殊教育学研究』
第57巻第3号, 189-200頁
- 田上哲 2009 「子どもと教育」日本教育方法学会編『日本の授業研究(上巻)』学文社

「一時保護」という制度の機能について

船原 将太 (九州大学大学院・院生)

1. 問題関心——とある入所児の一言より

発表者は児童相談所に併設された一時保護所において、およそ3年の間、夜間専属の非常勤職員としてその職務に従事してきた。そこである時、この一時保護所に、県内の児童養護施設より監護不可能とされ入所していた中卒の児童から、次のような言葉を投げかけられたことがある。「食べるものと寝る場所さえあればそれでいいんです」。教育と福祉の連動の必要性が説かれて久しい現代社会において、こういった言葉を発さざるを得ない子どもたちは、いかなる生を送っているのか。子どもたちはどのようにして一時保護という制度を経験しており、また、この一時保護という制度はどのような機能を担っているのか。これが本発表の根幹に置かれた、問題関心である。

さて、先に挙げた言葉は、取り立てて深刻な面持ちによるものではなく、あたかも世間話をするかのようなトーンと共に発せられたものであった。しかしこの些細な言葉には、子どもを保護する諸制度の網目に、暗黙のうちに用意された穴を確認することができるのではないだろうか。

そもそもこの児童が養護不能と判断された施設の意義は、子どもが自立した状態に向かうことを支える条件の一つである家庭がその機能を担えなくなった時、その代替的な役割を担うことにある。しかし遠藤野ゆり(2017)が述べるように、社会的養護が制度として成立している以上、そこにはつねに経済的・また人的資源という制約があり、利用者には一定の条件が課せられる。その結果、この制度から「こぼれ落ちてしまう者」を作り出してしまうのではないか。

冒頭で挙げた入所児とは、まさにこのような制度から「こぼれ落ちてしまう者」であるように思われる。このように考えるならば、先の児童が保護されていた、一時保護所とは、この児童福祉の文脈において極めて重要な役割を担うことになると思われる。しかしながら、この一時保護所に関する研究は、他の児童福祉施設に比べて少ないという現状がある。

2. 目的

そこで本発表では、児童福祉という文脈において、一時保護という制度が社会的養護を必要とする児童に対し持ちうる機能、あるいは役割について考察を加えてみたいと考える。もちろん、一時保護を経験する理由は、非行ないし虞犯児、性的被害者、また被虐待児童など多岐にわたるため、その全てを網羅仕切ることにはできない。こうした条件が想定されながらも、本発表の持つ意義は、先にもみたように、子どもの成長や発達に対し重要とされる家庭からも、そしてその家庭の代理表象とされる児童福祉制度からもこぼれ落ちてしまう者が、いかにして成長や自立という出来事を経験しうるのか、その一端を示すことが可能であるところにある。

3. 発表の構成

そのためにも、本発表では次の手順で議論を行なっていくこととなる。第一に子どもの保護を目指した教育制度や家族制度と、児童福祉という制度とがいかなる関係性にあるのか、概観する。ここが議論の出発点となる。第二に、この児童福祉という制度が、いかに子どもの自立に寄与することとなるのか、児童養護施設に関する研究をもとに明らかにしていく。第三に、この児童養護施設と一時保護所という二つの制度の相違を明確にした上で、最後に一時保護業務に従事してきた職員への聞き取りを通じ、社会的養護からもこぼれ落ちかねない状態にある子どもにとっての、一時保護という制度が持ちうる意味

を明らかにしていくこととなる。社会的養護が必要な子どもはしばしば、落ち着ける家庭も持たぬことから「根無し草」として語られてきた。例えば児童養護施設がそうした根無し草の根を下ろしうる地点と見なされうるのであれば、社会的養護からもこぼれ落ちる子どもは、根を下ろす居場所さえも持たぬのであろうか。本発表は、こうした問いへのささやかな回答を模索することになる。

参考文献

安倍計彦編著『一時保護所の子どもと支援』、明石出版、2009

遠藤野ゆり「社会的養護と未完の『自立』—唯一無二の存在として他者から受容され生きる

こと」、資生堂社会福祉事業財団編『世界の児童と母性 VOL82』、資生堂社会福祉事業財団、2017、27-30 頁。

大塚類「児童養護施設における或る子どもと養育者との関わり—感情移入による他者理解に定位して」、『教育方法学研究』第31巻、2006、37-48 頁。

中田基昭編著『家族と暮らせない子どもたち—児童福祉施設からの再出発』、新曜社、2011年。

斉藤幸芳・藤井常文編著『児童相談所は今—児童福祉司からの現場報告』、ミネルヴァ書房、2012年。

山名淳『都市とアーキテクチャの教育思想—保護と人間形成のあいだ』、勁草書房、2015年。

「発達障害のある児童生徒」支援に向けた保護者と教員の関りに関する研究

－支援をめぐる保護者と教員の語りから－

伊藤 慎吾（鹿児島大学大学院・院生）

1. 本報告の目的

2006年に学校教育法の一部が改正され、教育現場において発達障害に対する定義に関する共通の見解が導入された。この法改正により、これまで教室内で「少し変わった子」「落ち着きのない子」として指導対象にされてきた児童生徒は、特別支援教育の対象に加えられた。また、同時に確定診断をされていない（グレーゾーン）児童生徒に対しても、個々の必要に応じた育的配慮が一層求められている。

教育現場の現状について文部科学省初等中等教育分科会（2012）は、小学校・中学校の通常学級に在籍する、発達障害がある児童生徒に対する支援が喫緊の課題であると報告している。この児童生徒への支援について同分科会報告(2012)においては、学校と家庭の「連携」が重要であると指摘している。また学校と家庭の連携について、三田村(2011)は保護者と協働し課題に取り組むことが重要であると指摘している。同様に森(2011)も支援の上で保護者との共同関係が重要であると指摘している。

しかし一方で、学校（教員）と家庭（保護者）の連携の重要性が指摘されつつも、実際にはそれが困難な状況がある。支援体制を構築する上で学校（教員）と家庭（保護者）との関係性が重要であるとするならば、その両者の間におけるコミュニケーションの在り方について考える必要がある。このコミュニケーションの在り方を考える上で、伊藤・肥後(2020:66)は、シンボリック相互作用論に基づく、Scheff(1967)の「合意論」を用いて、連携が困難である状況の理論的モデル化を行った。

本報告では、①保護者と教員の支援の在り方に関する考え方の違いを明らかにし、②保護者と教員の連携をプロセスの観点から整理する。以上についての検討を通し発達障害がある児童生徒への支援をめぐる連携の困難を明らかにすることを目的とした。

これに先立ち、保護者に関する検討として、伊藤ほか(2019)において、保護者が学校（教員）との関りの中で失敗経験をすることで、学校（教員）に対して失望し、学校（教員）との連携を諦めている現状を明らかにした。同様に教員側に対する検討として、伊藤ら(日本特殊教育学会 2020 年次大会 伊藤慎吾・日高優介報告)において、教員側の分析から連携の困難さについて明らかにした。

2. 研究方法

(1) 調査対象者

保護者：A 県を拠点とする保護者の会参加する保護者（6名）

：B 県を拠点とする保護者の会に参加する保護者（4名）

教員：学級担任を1年以上経験したことのある小・中学校教員（6名）

(2) 分析方法

20XX年～20XX年に（1）の調査対象者に対して、30分から60分の半構造化インタビューを実施した。その際、自身の経験に基づく義務教育期間における連携の困難さについての聞き取りを行った。保護者・教員の語りをM-GTA(修正版グランデッドセオリー)を用いて、それぞれ分析した。その後それらを比較検討した。

3. 考察

連携をする上で保護者と教員はそれぞれ異なる支援の在り方についての考えに基づき行動している。保護者は自身に対する困難さと子どもに対する困難さについての「共感と理解」を教員側から確認できるかを重要視している。対して教員は、「教員として」というパースペクティブに基づき、児童生徒への適切な対応を目指している。連携の場面では相互において異なる認識に基づく行動をしている。

保護者と教員の連携をプロセスの観点から整理すると、連携の初期において保護者は教員に対応を委ねている。中期においては、保護者側からの思い違い (Failing to realize) や誤解

(Misunderstanding) による不信が生じ、連携に対する評価のズレが立ち現れる。他方で、この時期において双方の合意 (Agreement) が形成されれば、連携は上手くいく。そして後期においては、中期に生じたズレにより連携における不同意 (Disagreement) は決定的なものとなる。

この隔たりを回避し、連携を可能とする方策としてシンボリック相互作用論が示す、互いの認識を獲得し合うことで、完全合意に限りなく近づける「考慮の考慮」への検討が示唆される。

本発表は、連携の困難さについて、保護者と教員についてそれぞれ分析し、それを比較検討した。そのため、本発表に続く課題としては、一つの事象についての相互行為にある保護者と教員の分析が必要となる。しかし、それらの対象事例へ研究者がアクセスすることの困難が想定される。

(参考文献)

- 伊藤慎吾・日高優介・桑原司, 2019, 「『学校-家庭』連携における保護者の失望」——『発達障害児童生徒』支援をめぐる保護者の語りから」『Discussion papers in economics and sociology』No.1901:1-13.
- 伊藤慎吾・肥後祥治, 2020, 「発達障害支援に関する『教員-保護者』間の関係性の記述分析——シンボリック相互作用論の援用の可能性」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』29:58-67.
- 伊藤慎吾・日高優介, 2020, 「『学校-家庭』連携における教員の『空回り』——『発達障害児童生徒』支援をめぐる教員の語りから」日本特殊教育学会第58回大会発表論文集 p64.
- Scheff, T.J., 1967, 'Toward a Sociological Model of Consensus', *American Sociological Review*, 32(1): 32-46.
- 三田村仰, 2011, 「発達障害児の保護者・教師間コミュニケーションの実態調査——効果的な支援のための保護者による依頼と相談」『心理臨床科学』1:35-43.
- 森正樹, 2011, 「中学校教育相談における発達障害生徒の保護者と教師間の関係構築に関する諸課題」『埼玉県立大学紀要』13:125-131.
- 文部科学省初等中等教育分科会, 2012, 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf (最終閲覧日: 2020年10月21日) .

教員の教職アイデンティティ形成過程における困難についての一考察

—若手教員のナラティブに着目して—

溝上 敦子 (久留米医師会看護専門学校)

1. 問題の背景と研究目的

本研究では、教員生活の初期段階にある若手教員の困難経験のナラティブに着目し、さまざまな困難と対峙する中で、教職アイデンティティの形成過程を内的な側面から描き出すことを目的とする。教職に就き、最初の教員像を確立する初めの10年を対象とした。

教員の教職アイデンティティ(=職業的アイデンティティ)とは、「自らがどのような教員であるか」という自己認識の中で形成される教員像である。教職アイデンティティの確立は、その形成過程において自己存在感を探り、それはさまざまな出来事の実験として語られ、それは各自の教職の意味を自己に問うことにもつながっていく。教員の仕事は、難問(アポリア)を幾重にも孕んだ仕事といえる。その難問は「不確定」性(「力量の明示の難しさ」と「教師主体の不安定化」)にあるという(久富2007)。教員は、教職アイデンティティの形成過程においてを統合しつつ新たなステージへと向かう一方、時には拡散し自らの存在をも脅かされることにもなる。教職アイデンティティの確立には、外部から求められる理想像と、自己の内から追及する理想像の二重性が含まれ、その理想像と現実の自己とのズレに悩むことも多い。ここ十年余、教員の精神疾患の増加が大きな問題(文科省調査2019)となっているが、そうした教員のアンビバレンスな現象の要因には、変動著しい現代社会における働きすぎなどの外部負荷からのストレスなどに加えて、理想と現実とのズレに揺れる自己への不信感が大きく関与しているものといえよう。それは、教員の内面の世界にある価値観や行動動機などに基づく反応に関わってくるのである。

教職アイデンティティ形成は、役割などの専門的な側面と価値意識など個人的な側面が複雑に絡み合いながら形成されるものであり、近年の研究では、教員の内面的な側面への注目がより高まってきている(D,Beijaard 2004)。そこで本研究では、教員が最初に自己の教員像を形作る若手段階(経験年数4年~10年)に焦点をあて、困難の経験に関するナラティブ(語り)分析を通して教職アイデンティティがどのように形成されるかを探る。

2. 研究の方法

(1) 分析の対象

研究対象者は、①A 教諭(中学校教諭・男性・教職経験4年目)、②B 教諭(中学校教諭・女性・教職経験5年目)、③C 教諭(中学校教諭・男性・教職経験10年目・研究主任)の3名の教員である。分析データは、教員採用対策セミナーにおける教職体験のプレゼンテーションにおけるナラティブ(語り)を関係者の承諾の下に収集した。

(2) 研究の方法

研究方法は、McAdamsのナラティブ心理学のコーディング手法に依拠し、対象者のナラティブ(語り)において、教師のアイデンティティの生成・維持・変容のプロセスを探究する。具体的には、語りの意味の統一性と自己の存在様式の傾向性(「主体性(agency)」と「共同性(communion)」)の中軸となる3つの観点から分析し、解釈的にアイデンティティの形成を把握する。(McAdams 2015)

【分析の3つの観点】 (McAdams 1996)

①ナラティブ・トーン(物語の流れ)の観点… [汚染・肯定→否定、償還・否定→肯定(回復)]

- ②主体性と共同性に関する動機（接近型と回避型）の観点（回避型はマイナスに反転）
 - ・主体性〔(EM) エンパワメント (SV) ステータスと勝利 (SM) 自主と制御 (AR) 達成と責任〕
 - ・共同性〔(LF) 恋愛と友情 (CH) 世話と手伝い (UT) 協同と連帯 (DG) 対話〕
- ③ナラティブの複雑性は物語の分節化（分化、差別化）と統合の観点

3. 事例分析と結果

(1) 事例分析（コーディング結果と看守されたテーマを今に示す）

①A 教諭… (−SV) (UT) (DG)

- ・不合格から再挑戦で教員採用。生徒指導の困難と職場環境の支援を受けて。

②B 教諭… (−AR) (−SV) (AR) (CH)

- ・初任時の学級経営の困難（生徒の荒れ）。教科指導への意欲と指導の徹底。

③C 教諭… (−EM) (AR) (SM) (UT) (−DG)

- ・生徒指導の困難（体罰事例）。研究主任として、職場リーダーとしての困難。

*マイナス指標は、九州大学の瀬平劉アントン氏に示唆をいただいた。

(2) 結果

「困難」の出来事への対処の仕方は三者三様であった。同僚との関係性も、解決を促進する場合もあれば、時に前進の壁となる場合もあることが明らかになった。困難の乗り越えは、新たな自分を創り出す契機ともなっているという結果が得られた。

4. 考察

教職アイデンティティとは、外部要請に応じて画一的に形成されるものではなく、各人の経験や特性、価値観に応じて、経験を通し、時々に変容しながら形成されている。それは、教職アイデンティティの統合のための教員成長の鍵ともなっている。

〈参考文献〉

久富善之（編著） 2008 『教師の専門性とアイデンティティ』 勁草書房

Dan. P. McAdams 2015 *The Art And Science of Personality development*. The Guilford Press.

Dan. P. McAdams et al, 1996 “*Themes of Agency and Communion in Significant Autobiographical Themes,*” *Journal of Personality* 64:2

学校と社会をつなぐ実践とリスクマネジメント

—コロナの時代に—

企画 吉本圭一（滋慶医療科学大学院大学）

1. 企画概要

報告① 「学校と社会をつなぐ」	吉本 圭一（滋慶医療科学大学院大学）
報告② 「教職課程のリスクマネジメント事例」	伊藤 友子（熊本学園大学）
報告③ 「教職協働によるリスクマネジメント事例」	江藤 智佐子（久留米大学）
報告④ 「部活動におけるリスクマネジメント事例」	白石 義郎（久留米大学）

司会：岡 靖子（愛媛大学）

2. 報告概要

これまで「九州教育社会学会」ラウンドテーブルは、一定のテーマを数回にわたり議論を深めてきたが、今回、現下のコロナ禍のもとでの学校・大学等の教育実践のための「教育社会学」発の議論を探究したい。「学校と社会をつなぐ」という教育社会学固有の枠組みの探究を射程に入れ、各話題提供者が、学校・大学等の現場の課題として「教職課程および教職協働のリスクマネジメント」、中等教育諸学校の「部活動におけるリスクマネジメント」などの事例を取り上げ、議論を深めたい。

（1）「学校と社会をつなぐ」

子どもの「将来」参画する社会に向けて「現在」をつなぐ役割を学校に求めてきた教育社会学の枠組みにおいては、現在プロセスへの現場の近視眼的視野を再考させうるけれども、現下の子どもたちの生活社会を顧みず、将来の学修成果への「新たな日常」の代替手段模索へと関心をそらすリスクも検討が必要となる。フォーマル・インフォーマルな学びと教育を総合的に探究する。

（2）「教職課程のリスクマネジメント」

文科省は、「実習校からの、現下のコロナ禍を理由とする教育実習短縮・中止要請」に備える代替措置を提示した。大学の教職課程は、未経験の「教育実習」を巡る学生への対応や指導に直面し、苦慮している。本報告では、教職課程におけるリスクマネジメント事例について報告したい。

（3）「教職協働によるリスクマネジメント事例」

COVID-19 対策として2020年4月より大学では非接触型での授業を行うことになった。また、入学式を始め各種行事も中止となり、教員と学生、学生間のつながりも希薄となり、とりわけ1年生は他学年に比べ、学習面だけでなく、学生生活全般の支援・対応が一部の教員に求められるようになった。本報告では、私大における教職協働のリスクマネジメント事例について報告したい。

（4）「部活動におけるリスクマネジメント」

部活動は学校システムの下位システムとして機能する。新型コロナは部活動に大きなインパクトを与えた。このインパクトは部活動にどのようなリスクをもたらし、部活動はどのように対処を図ったかを事例報告したい。

身体から教育を問うⅡ

—特別支援教育、道徳教育、児童相談所、釜ヶ崎—

- 茂見 剛 (九州大学大学院・院生)
- 塚野 慧星 (九州大学大学院・院生)
- 宮本 聡 (九州大学)
- 木下 寛子 (九州大学)
- 藤田 雄飛 (九州大学)
- 船原 将太 (九州大学大学院・院生)
- 中山 博晶 (九州大学大学院・院生)

企画内容

ミシェル・フーコーが『監視と処罰』(1975)で描いたように、近代教育は身体を標的とすることによって、自らの権力諸関係をその細部に及ぼし、矯正することを目指してきた。近年の教育学では、近代教育の規律・訓練的な性格に対する反省から、矯正の対象とは異なる身体像が提起されてきている。ただしここでは、近代教育を乗り越えるという狙いのもとでのみ、身体に光を当ててきた側面は否めない。その結果、身体はそこに付随していたはずの豊かな意味から引き離され、戦略上の関心に回収されてきてしまったと言える。

本ラウンドテーブルでは、身体を矯正の対象に還元してきた従来の眼差しを括弧に入れ、身体の意味と可能性をそれ自体として捉えることが目指される。身体は人間の生を多様なかたちで支えている以上、私たちはそうした身体の多様性に目を向け、描出していかなければならない。そのためにも、身体概念を大きな思想上の文脈に引き入れる手前で、それが本来あるはずの生ける場のなかで捉えることを心掛ける必要がある。発表者は各々の関心に立脚しながらも、「身体がそこにある」という素朴な事実根を下ろし、その在りように眼差しを向けてゆくことになる。

こうした試みは何よりも、教育を技術的な次元から引き抜いて、倫理的な次元に位置づけることに通ずるだろう。私たちの素朴な認識においては「誤作動」のように見えてしまう所作を前にして、そうした身体において生きている各人がそこに賭けている意味を捉えるとき、教育は矯正の技術であるよりむしろ、各人の身体が相互に繰り広げる意味の場として現れることになるはずである。私たちはそこにおいて、教育を各人の実存に即した営みとして再構築する可能性を見出すことができるようになるのではないだろうか。こうした展望こそ、「身体から教育を問う」というテーマに賭けられたものである。

本ラウンドテーブルでは、以下の発表を行うこととする。「障害のある身体のエージェンシー——表現活動への参与の経験を事例に」(宮本聡)「『気になる』が解けるとき——小学校のフィールドから」(木下寛子)「生ける身体と世界の意味について」(藤田雄飛)「一時保護所に居る子どもの生に関する考察——一時保護所職員へのインタビューをもとに」(船原将太)「釜ヶ崎研究にみる身体へのまなざし——社会病理学から解放社会学への転換を中心に」(中山博晶)「現象学的な授業研究の意義と課題——意味生成の基盤としての身体に着目して」(茂見剛)「道徳の身体的次元——カントの人間学の検討から」(塚野慧星)

九州教育学会第72回大会 大会実行委員会

大会実行委員長 東野 充成（九州工業大学）

大会実行委員 佐藤 友美（九州工業大学）

大会実行委員 山田 雅之（九州工業大学）